代匠記 十九

樺

共廿九

内閣文庫
和書 類
三二四五〇 號
二九 冊
二〇〇函 一一五 架

431

内閣文庫

番號	和 32450
冊數	29 (28)
函號	200 132

国立公文書館
National Archives of Japan

萬葉集第十九抄

目録

見翻翔鴫作歌（桃李[illegible]宮本華ノ字アリ）

至下見下有飛字

八月詠

日誤作月

過澀溪崎

上當加九日

慕振勇士名歌

慕誤作暮（勇士下宮本之字アリ）

詠霍公鳥并花歌

下題云時花脱時字（宮本アリ）

為家婦贈在京尊母所誂作歌
誂誤似誂
九日贈水鳥
烏誤作鳥
見芽子早花
詠霍公鳥上ニ同日ノ字アルヘシ萩花ノ下歌字ヲ脱スル歟
芽誤作茾
藤原皇后
后誤作右
時皇后ノ皇后可削官本无
三形沙弥贈
此目誤當改云三方沙弥
承贈左大臣藤原北卿語作歌一首并短歌
二月三日判官
三誤作二
仍守大伴宿祢ニ可作
四月十六日大伴ノ下宿祢ノ二字ヲ入ヘシ
七月十七日越中守家持時
守下脱氏持下剰時
少納言ノ下仍ノ字小序ニアリ
廣縄ノ下官本之字アリ
設國厨之饌餞
脱饌字
五日平旦云々
當改云五日平旦上道于時射水郡大領安努君
門下前之林中
廣嶋設餞宴時大帳使大伴宿祢家持和内藏
伊美吉縄麻呂捧盞歌一首
正税 此下帳ノ字アルヘシ 大伴ノ下宿祢久米ノ下朝臣アルヘシ 詠ヲ臨ニツクル
為壽左大臣橘卿預作一首
十八ノ口右
作下脱歌字
壬申 官本
仲云
閏三月於

當冠勝寶四年　古慈悲上可加大伴

難波上於ノ字可有肴酒上下セル歟

大伴下宿祢ノ二字脱

十一月天皇下在ノ字後題ニアリ

十二日侍下於字喧下作ノ字アリ

さかれそれくれなるにほふ　瞘

桃花乃にほへるはしたてる道といふ　毛詩曰桃之

夭々灼々其華之子于歸宜其室家　これを

うれ女のことひ也よりて桃花乃ことくに出たる

妹といふなり　史記曰桃李不言下自成蹊

文選阮嗣宗詠懐詩云嘉樹下成蹊東園桃

出立嬬嬬ヲ風躰并類聚ニハイテタツヲトメト点セリ

与李　オ十八に橘乃下てる庭をもあらはす

花ノウルハシキサヘアルニソレミヒトシキ出立テイルト

二に橘のにほふ道のやらまきわかれんか

よりて花の下に出立妹なり

いつそれてすれ花の

たゝかれを才十九にくされさかりもとゝなれ也

おもしろきよしのゝ雪おほかれたるよ
にほの葉よりこほれなりおほひたまふはうと
ことはまきんと心へ侍りてありける
ちれる雪残をこれとのことかりけり今をとおもしろき残
雪れんまよすもゝの花のかほりをぞ殊
スモヽノ花カトウタカヒスレハ雪カ花カトキコエヌレ氏本ヨリスモヽノ花ヲヨメレハ與ニ如此ハヨメリ
いふらいさりにハ味乃ことなれハ酸桃の名よをつけて
遣有ノ有 宮本阿野本在ニツクル
まし右二首ハ六帖よにもれすもゝの名に載れり
○見飛 此飛ノ字諸本并目大ニ元ナキヲヨシトスヘキ歟
翻 玉篇 翻翔 カケリカケルトヨムヘシ ヒトカヘリカケルナリ
たち方けてとのもしまよ
鴫 和名ー 神代紀ー 又ー 私云ー
鳥ハなんとて羽をふるへて羽ふりたつくとハ也
梶翀汁ノ等ノ類ニテ和字ニ字共ニ不見
まかりまも雪かりとりハなくなるもけむもあり羽
振とかまさしハたちつき嶋とももゝくし者翔の字
すへて鴫はぬちくハ秋かなしんぬまとも是ハ云よくめり
をそふかるとよあり

ゑしもと云ふる思との云りきかんとこあかり鴫のねりまとなれかしねかり
のふりきし カナシキト云詞ニ鴫ヲカクセリ 三更ハ義訓ニ
誰田三之日誰為ニカト云心ヲモタセタリ
第十一よ
たひねしてそのゝひしきの鴫とまても
ほのゝさよも鴫立沢のあふてたつさまさんなる
ゆきしらしもへこひてよろまし
ねよすかれり
ほの乃日にちれる柳を
ちれるとは葉乃つかぬ形り 京れ大路かな
とのハ鄙よ攀柳黛思京師とかゝる綴乃字をね
黛 和名ー 京ニ大和ト八カリヨミテハ心不分明ナ故ニ黛ノ字ヲ入レリ
てれんを京乃大路をゆまよかね
春ホナレハ京師ニハ遊行スル人ノアマタアレハナリ
紀人のまゆをこれは思ひやるなり
第十に
梅乃ちれるりらこれてふかくの

柳のまゆしなりはゆみかたち
第十四に
うらわくはつ行こよ青柳の
えりてたつれはとのりひはしめ
こよめり

攀折堅香子草花歌一首

堅香子草花とよひあれたかたつす春花さく
草とみえてよりにて云ふにかこつれたもとよろこる
るを紀氏六帖に本乃説にいまそかたうしとをと
なせりされはいそれをいそれさりし知ゆりねと本
の説に入たるはたをひておほく行りあるる人の行
にりしたうかよりしをやかすの説ひんんや濃の朴木

にもかしのきよましく截されと合にかれを案そ
るに六帖さるこれたすらしらけるこ説にいとんや
うちりあまさこれ本ともとなとそかこうしつ
まにねまとて本の説ハたそ行りとしかしの
おえるふちまんそえ桜のつきにえにたにろ花
さくら山桜庭にたつひさくるしたさひを
ゑへてのきつろやうにりしにつけてかさうしと
こう行しめ説とん時をもかうりしとて木とたさ
まつゆりにころるとよて櫻の中にもかつ説を
いふれとやうれて行うんかん行つれてるを朴林
おもそおしいうりたまこハこれさへ又たらひてや
行らん此一そたりしてハなみも行りとこゆゑ

仙覚カタカコト和シタリソレニシタカフヘシカタカシハ右点ナリ
そもゝのゝをとゝろかくのおほきすりもなかゝらゆかく
さかゆれおひとはへゆとれすつる人乃ふかくなり
なかりゆにてそ
とれし物のやそのいりしか
井帖よし
とゝのくふのやうをとめかげをおもむ
寺井の人乃かきりしのかみ
いかにとゝやうも今の世乃此君まへたてゆとの
たかすてハ今よめなとうしまへしりのふ乃
第十三ニモノハフノ八十ノ心トモヨメリ
やそうち川とつけゝるやうに地のかハ氏との
此首道理分明ナラスアツハレカタカコノ花ホトノ花ヲホムル心ト見ヘタリ第九ニクラナシノハヲ
あをはれそてあまりにわくし女のおほきにいれんとて
ヨ一ムトテノシ女カアカモヒツチテトヨミクタセル語勢ト同シ此心上古ノ風ナルヘシ
かくハ津しゆるやむる井といふハ井あるなれな

たのみへしつねのすまゐの井なり八十のいひしハ
くゝまりのへりけ
津をあゆる時まなりぬると
月令曰孟春之月鴻雁來是月也玄鳥至注ニ
和名—又云—蘇恭曰—
曰玄鳥燕也かくあれとかりさりの燕ハ春れ
私本鄕 第六ニ八 本国トムテモトノクニトヨミ下ニ八モトノミカト、ヨメリ
社日よるりて秋の社日にゆきなりともいひしれ
第七二—
今三月二日まかくよとゝめのとてたくへあとはゆ男子
如此モヨミタレハコヽヲモトノクニモ上ツハトヨムヘキ
へうれ和漢おもれしとして又あすしろぬるとあり
まもおけてかくうへるとも
第十五ニモ
とゝられ山をたてもといろの山をとあしてはうら
一首ノ内ニ二合ノ字ハナクテ歟ニ負セタリ 業平哀ヲ折テスレツハソレヒテラリツル
さいふ山のなまハかすい年ナ七にうれ花さく
年ノ内ニ春ハイカモアラレトオモヘハトヨメルトオナシ六帖ニハ春一ケテカリカヘルヒ点セリ
山をも卯月山をよあるこうとし
雁ノ事ナレハサモト聞エレヒ文字ニアタラス

国立公文書館
National Archives of Japan

すゑのくにさをさしかきてす　不超ノ超水校本ニ作越

松の世ハ鍬中に射ぬ欸ハ肩すれたるよみけれ

夜具多知尓　コヽロモレノニハ物思ヒノシケキクタチハ更ルこ

うへし楫を揭よたりけるよ和名集楫字下

夜降而　ウヘレコソハ昔ノ人ニ同心スルこ夜更千タノ字ハ物心ホソク面白キ物　ナナレバこ

ふ順云今案俗用楫字非也楫音接粉反柱也

見唐韻玉篇云旅澤切柱也旅勒切杲也かくて

松はおもしろくもなしとはみえ之にかく

山のほとをさりしもなりにし此字をかゝる日

此紀貫之の那宗天皇宮寄の詞の中にもい

ものゝとものさきに石上振之神楫

とかきてはにいふ楫此云須擬けれハ順ハ非

なりとされとさまく乃字とに今く見ま

の流逸をまれとおもひ尚を偏云難さをとうはかと

歩ム時ニヲドルヤウニユクヲ云ナリ

倒乃ゑくうち字うしてをし

おひけれやけるをへきものを

釣家ホ　イニシヘオキイテヌサキニ船人ノ舟ヲサシテヨメリ　私土佐日記

今日之為等　シヌシハカチテケフノ為ニシメオノ櫻ナリソ櫻ノオモフコトクニ咲こ　オ八赤人足引ノヲノヘノサクラカクレコソトヨメリ

をみなをいふあけのおもほいりて

おく山のやはをのつきにほりうたれ

ほりうてしはらん料に樓をみなつけてほりん

こあにおく山の八峯とハいひりはつるまへつま

ケフハクラサ子ハ終日アソヒクラセヨトナリ

ひしおや舒明紀云仍曲峯　ツハヒラケク　山背大兄之領を此

まするへ十八日かられまれつくるよしりのり

トモハトモカラナリ

まひしうハ銘曲を盡すといふをくしこゝろを乃

こゝれまうとはつらしてけりすや

かつ人もうねをとうこてて

佳節録

晋武帝問三月曲水之義束皙對曰昔周公

城洛邑因流水以泛酒逸詩云羽觴隨波

ちくはきくらのこゝろにかくれもなくちとさにいふへし
見ニ毒韻玉篇ニ雉ノ字ノ注ニ鳴也ト見エ
ニ鷕ハ今案ニ漢用ニ鷕字ニ此ニ鷕音雉鳴也
るなり。又潘安仁射雉賦云意淪躍以振踊
踊をとろとゝのへしるへお羽いろや いちしろく
く羽まりもちかえこゝりつまさとおもい羽まいつ
にのまもありゝそのまそてそに浅まこへ羽のゝ
りゝつまゆへまなひんとのうゝや月八日まなし
春雉のこゑよ
あゝれ野まあわゝきゝんのつまなり
おのゝにゝゝを人のしきは
詩小弁云雉之朝雊尚求其雌

あしひきのやまをれきこゆ
新楽府 イニタオキイテヌサキニ舩人ノ声ヲキヽテヨメリ 私土佐日記
今日之為草
春のとゝころのるほとなるとしつゝいてり
レメンハカチテケフノ為ニシメオノ桜ナリソ桜ノオモフコトクニ咲ヌ
オ八赤人足引ノヲノヘノサクラカクレコソトコメリ
おく山乃やはをのつゝしはやつらん
はなのうゑにいまん料まゝ桜をゝ出つゝ行とはやん
このあめにおく山の八岑といひつはなゝまゝへつま
ケフハクラサナハ終日アソヒクラセヨトナリ
ひらや、舒明紀云仍曲峯ニツハヒラケク 山北月大兄之頭ヲ此
弥生十八日まかられゝれつまゝくまといゝ見ゝ
トモハトモカラナリ
まひらゝハ飲曲を盡すといふとしくとゝとゝろ
こゝれまゝと残つゝして行かすや
かつ人もふねをうかへて
佳節録ニ
晋武帝問ニ三月曲水之義ヲ束晳ニ對曰昔周公
城ニ洛邑ニ因ニ流水ニ以汎ヲ酒ヲ逸詩云羽觴隨ト波ニ

韓詩外傳云鄭國之俗三月上巳於溱洧之上招魂續魄秉蘭草祓除不祥以歸　韻語陽秋云上巳於流水上洗濯祓除去宿垢謂之祓禊　文選張平子南京賦云於是暮春之禊元巳之辰方軌齊軫祓于陽瀕○尓乃抴拴舟兮浮清池亂北渚兮揭南涯　王融曲水詩序云授几肆筵因流波而成次蕙肴芳醴任激水而推移　顔延年車駕幸京口三月三日侍游曲阿後湖作神御出瑶軫天儀降藻舟萬油亂行衛千翼泛飛浮　沈休文三月三日詩清晨戯伊水薄暮宿蘭池

白氏文集
佳節録云
年中故実云

弘宗紀云元年三月上巳幸凌苑曲水宴を
鈞に曲水の宴あることは出弘宗紀を初とす
これよりさき淩園史よみて漢よりさきに皆上巳
を用ゐりしを魏文帝よりは三月三日となりに
されど猶昔にならひて上巳とはいふなり弘宗紀
乃こには乃しを雨としの乃巳の日なりかりや
此せこいふれにいつれ机のいに机のにな
あやまりなりや機ハ機とおなしいとにハ糸へん
教なれともふねともとまねへし文やりそいふこう
みてしよりころへんもくらしかるまし　第十三

イカタトヨメルハイカハトヲエ
私云カラ人モトイヘルモノ字ニ心付ヘシ

其名とりていかの橋ぶの木とらすて
機糸作まうちぬきいとこれてつ
とちあらしの機此字ハ身も機巧まてはこり
生きうとのあれそ義をとりてうけるなりし八

韓詩外傳云鄭國之俗三月上巳於溱洧之上
招魂續魄秉蘭草祓除不祥以歸韻語
陽秋云上巳於流水上洗濯祓除去宿垢謂
之祓禊　文選張平子南京賦云於是暮
春之禊元巳之辰方軌齊軫祓于陽瀕〇ホ
蘭亭記をはしめておほよそ此日ハ和漢にならへる

杼ニツクルハ誤ナリ機ニツクルヘシ字イニ云ヽ　阿本機ニツクル又或本筬ニツクル
はる木の舎なり　第十七にもはしめとねたるとの
勝音乃ちを給ふたりけよ、あそふてふかくして
霊異記
つけてしもてをかへせんかへし　まさせことは殆文あり
よとハものをおかさしてうちとけてあそふへしとや
今官本水校本奈ニ作袖中抄ニモセナトアリハナカツラセンナトイヘル心ナリ
此さとハ宮乃ことをさせり、機の字ハ機の字に
あやまりなや、機ハ筬とおなし、いふことハあまれ
おなまれとふねともふとねへし又やりていふこう
へてしもとくあんもくろしからまし　第十三
イカタトヨメルハイカヽトサエ
そもれとりてにしの椅山の木ちりまて
私云カラ人モトイヘルモノ字ニ心付ヘン
機尓作まうらぬさいもこれをつ
とよあるさしの機れ字ハ毎々も機巧まそはそり
生きるとの其れも義をとりてうけかるなりしハ

そこをも機の字をあやまりて機とかけるなれ

八月詠白大鷹

和名集云廣雅云○三歳名之青鷹白鷹
今案書白陽之名又俗説鷹白舊不論雌
雄皆名之白たか今案白大者出名於保
たか又小者出名於勢字 漢語抄用兄鷹二字為
弟説出来詳俗説雄鷹謂之兄鷹雌鷹謂
之大鷹也隋魏彦深鷹賦曰雌則體大雄
則形小

おほたかはすゑしれすはれくるまん　山サカコエテ八 越中守ニ任セラレテ下リ レトキヨリノフテヨメリ
背子をま　科坂在 十三十七十八等ニ注セリ 大伴旅人
同ヲオヤシトヨメル可況
八をそらしいつ大友もれそけ國と

此方タフハヘテヨメル歟
やまとまてことしれをしとそつみのよ
かりさけるたるへあとりことゝこととさけと
あるハあやまりれりかりて秋のさけ給ひし
て秋をたくへき人のあれ田舎なれまてそりしき
なりそひさくるやうりりかしなれ國よりくり
きゆしてと背子すゑのとして本ををもそひさけし
らせと背みまてあり光仁紀は藤原在原氷
よの毒死したまひくる時の征るいそく 朕大臣語
尓加毛 我語 北佐気年 訴尓加母 永問北佐気年止
ころし中のしめし八助繪なりそこゆゑる
たそれゆゑに有りけり 石瀬野 和名集新
川郡石勢 伊波世 うまさゆきて八月十四日も

うれしき弱けてこのもしとおもひたくなるかな
なりゆく縁なりゆくたよりとりわきけれは
対二ニ
あさひにさそはれふるさとかたしゆかりにせり
ふるたてて
としこそ十七にも
鶴かゝはいまたいはけなくてゆふやみにかゝり
ふるたて
いつもあり　白鶴かれ小狐にゆきよこそれは十
三ニ曰　鈴ナリ　ニヲ三ヲ乎ノ　カリヲ不体ニ
仁徳紀
ちよみてかり　いたはりもはかりいかにそはかるかう
贊　憤之
なれおほしくれもこめるにおもしくのむ
鳥座塒ナリ　和名抄第二ニ引之
とほられてふさふるなとり　鵆功皇后紀ニ出

ウレシヒナカラ此ナカラハ神ナカラノナカラニ同　嬉キ乍也
能まれ淵田に流れけひとる御庭をはなさき
桃附ツハヤハ第二第三ニ釈セリ
ハシラフノ意ヲ袖中ニ釈セリ　ハハ添字ニテ只白フノ意ヲ之
とり出せしつきなる附　武内宿禰の言に
あかつき乃とり鶏たのいつらよかはくる
めのしらてねそいまたほとらしも
とよあり
雨しる礼鶯
さなかによるのまくらの鷺かきみのほ白鷺にて
末人のあしの芦も此等年月ニ云ふはたらのありけり
打出そこれそまことにあとさりて子細なる
これかくらしよしとこいふよしもたなり
六帖—
しハ助詞
治鸊歌一首　ヲノ字官本ニ万時等ニアリ　和名抄云—　郷音記本トヨミトヨメリ
吾等春年　可用辟田乃河越中尤へレ年魚兒今小鮎ト云ニ同ジ
第三第五ニ秦津ノ河河野本頭ニ作可用可多見此時ハ古歸イ一久妻ノ

アリテオコセヽタルヲ衣ナルヘシ遣遊仙窟オコス

春誤作看花

うや川ゝつくて
やつくしおほまをとゝつらか十二ゝまもうとゝを川
むゝしとよめゝハ八頭とゝけゝハ鳥獣をかきゝか
つくとれゝ彼十二孔ゝすまもかくゝけゝとか十六
まそゝゝいふ神といけとゝゝやいとゝゝゝゝき
ゝをよめゝにも八頭とゝけりかゝまそとなゝハあ
やまりや、可頭氣氐とゝけり、氣の字是善
とれゝと例やゝのゝへゝきてハ轉ゝゝゝかつ
くるゝ今ハゝゝゝしゝまハゝゝけてとゝふゝ
令潜とゝくへし

屬目物花 以下長短合十首總標之出挙之政ハ京師ニテ大政官ニオコナハル、故ナリソレニナゾラヘテ任国ニモオコナフ 舊注ハ射水郡之

花ハ華ニ作るへきなり

過澀溪埼見巖上樹歌一首

樹名都萬麻

此つまゝといふ木ハ、此陸あるひハ田舎にのこれる
木たるへし、その名ハ松杉柳桜のことくならぬ
見巖上都万麻作ゝゝそ下の詞ゝへりゝ、
巖上樹といひて下にその名を註せられハ十七
ニ東風 越俗語東風謂之安由乃可是也 といふし、葦附 水松之類 と註
をとゝへ給かたくひにんかへし莘ゝも本のこ
とひの中につまゝして此わたく一そその也その
ゐまゆみゝゝゝハまれゝもこゝをあしらりにハか
こ物ゝそ給りけめ

年ふらし

年久しくなるをいへるといふ事なり、松といふこと

いふならひつけたるハ根のふかきよしをもいはむためなり

世間無常　大知度論云ー　此間念々ニ无常ヲサス　三之日ツ子ナキトヨムヘシ

なり（きこえ）れ　第五第十六第九等ニ見エタリ

天地之運始欲　神代ヨリト云ム尸如シ　欲ハエトヨミテヨリト心得ヘシ

あらしきこえれハなりけり、世の中の常なきをもいはむ

とおもへるなれハとりけるや　てうの字をもそへけ

釈名曰ー

しけり　第三第七にもかくのあり、易曰日中則

モミヂチリケリハモミヂテチリケリト心得ヘシ

昃月盈則食、とハきらもかくの事くしるしを

ウツセミモ世ノ中モト云心ナリ

みハまへにもいひて侍る世にすなはち世ならすよからほし

これをあはれいふもろひ、萩影の変ほるや

カラヒハカハルナリ　秋ニエミタニナケク常ノ心

秋のあはひゆくへかとしひ、人運取盡生於實、

歳曰朝ニ為ニ栄華ヲ夕ニ為ニ顦顇ヲ　楊子雲解

嘲曰旦ニ握レハ權ヲ則為ル卿相ト夕ニ失ヘハ勢ヲ則為ル匹夫ト、

吹風のこゑにつけても紅葉のちりぬることく

第十六の古歌の頭にも紅葉のちりてぬるもみ

風のみそらにこきまよふいろのあらぬ論語子罕などいふ

こゑひそかにきこゆるにつけてもあはれなりけるハ第二十

日並ふみかられさせたまへる時ときはのよもきもあ

ろかなる中にも

御返ししけるときかたる時よみて

あはれといふ事をあはれにおもひつゝ

和名云潦音老　和名尓八太豆美

モノノ物ツモテモノノ心ヲツケタリ

チラクハ散ハナリ

にはたつみしくれゆかむ

第九まて

山しろのくせのはま坂神代より
まへはりて杜そちりけり
とよめり
むつけそておほふ白子おほま
宇都世義能 世ノ中ニ心ヲ不著ニシテ心ヲ虚ニシテ居ル日ノ多キト云
こゝろつけておもはぬ日そおほかるといふなり
いつの紐とかれおとしても 私山寺ノ入相ノカネノ音ゴトニケフモクレヌトオモヒケルカナ
梅可年とおなし数なんと聴とくくへたる語く
三四月ノ作ヒハカケテ作ル詞アリ
卅五日
いつまれん月のけるとも存えん
人乃ひさのへはまつらむ
此分も和我ノ麻摩ノ久良可武とかなはとはまつを
可 官本又水校本世ニツクル二カ一ト可ヲ可用 可年ハ麻可年ニテ考ト年ニ
んともあの語今におもし又はまて本にてうりて
ニアムノ上略ナリ

梅柳ちりくしのまのはな蘰可年といふそといふこの
川にきんとかあかはやまりけ今におもし 廿十合は
柳もてきしとも知てしまれすれくさ月のあやめ菓
よの紀もてまつとも志をそ此まてかに山下ひらけり
るともまち御のえてちらりてくはとよ
えしハかつらかしとも山へきてあそひなれ
きまつかしこれよ例して言へしりてことと
ろれ継これあやまりと作るめとらぬ
まりそちにはれさりかけぬとまへハさうかけぬ時
まゐり 廿十日
はやきと残るる世の山のよふこととり
ゐのひく人をよんかけぬせぬに

第十又ま

就中この松の葉ふうつてあれまさん
ちや久しうますせこひしうねとふ
こゝろ皆肝なり常れなく立りかきなしハその
掘
ますれはやくあらんなり
三之ハアクルトヨムヘロ
されこゝろもれみをみてはしの葉のなれにて
ちのこハ木の葉や葉ふハ柳（楊 ヤマ）桜（梅 モヽ）のことくして実ハ奴
黏（ネレミ）子（モチノキ）乃ことし　伊豆乃国足酒の山にておひ伊豆
和名抄曰
なほ鳥なりともにおほしとそうちのみてとしつくらん
仙覚抄　鴨好養之上釈セリ鴨ハ鴨也（ヒヨトリ）
こあ松り　はくり葉松の木乃葉ふやされこ
父母ノオロカニシテソダテタル子ニテアレマオロカナラズソダテタレハ虚シククラスヘキニアラス
らこつくらんとやおはらへおろそかり
ニ男士ノタツヘシ下ノヤモトイヘルテニヲハニカケテミルヘシ
なり第八巻家廣嗣かなしもあらしおろそかの

こゝ文もおもし　歯そうせも松しくきへさ下に右二
を追（テ）和（ニ）山上憶良作歌と云り憶良の歌と第六ふ
天平元年乃下にして入せりそのうさに
まれやとひ松しらへよろ同よま
うらうくへきふハたしもそして
此初乃二句たより彼憶良の歌を入すれきひか
しうくしとよきなそらあやまりけ此二ヶ所にて知
へしおつきこゝ有ふうおこし第二十よ笠金村か
よ哥すものゆすな思ふりおこしいつる矢てよあり
神代紀上云振（フリ）起（タテ）弓（ユ）彇（スヱ）なくやゆら第十三にふ
くらさのとほきうりなてともきこゝうおひてりく
やしそおゆるもよあり神代紀云振起一箇矢を

ナケオロス
勢兵ヲ云ニ劔術射道ヲ能ニナヒ居ヘキトニ

投下てしはたしともなくろぬをはあへし ちからは丈
あし 史記蘇秦傳云天下之彊弓勁弩皆從韓
出○皆躰六百歩之外尋はあしひは七尺あるひは
八尺といへり 曇鸞往生論注云案此間詁訓
六尺曰尋又云里舎間人不簡縦横長短咸謂横
舒両手臂為尋 つらぬくらちをしまとらは紀
欽明紀男麻呂曰況復平安之世刀劔不離於身
さしまくりは、はしむくるや かくりつへくるをこ
ゑしもは、慥にのかくりつくへきかはゑまして
私云ニクルハマクリ切又ハ種子ヲマクリニナクトイヘルマクリ歟
不分明軍勢ノ應スル事ヲ
そなあるんや、 曹子建白馬篇云

大夫者 大伴氏ハ武将ノ家タルニヨリテ名ヲ思フ事甚シカ子ハカンナリ
うちなけましもしふれ

トキコトニハ春秋ヲサセリ
歳二ま人まのあれこもま 友まちれおもひ そへてや
ようこ、歳十四よ大きこえにこひし れくこうふれま
音毛更布 三之曰春ノ鶯夏ノ時鳥ナリ
りうとれいしものあり、あしそよいしまさへ、上乃
えれ鳥れさまよくのいろ孫乃おりしろされしまて
わきまくそておもそふちひけまり、歳二にいりくより
のおもそふりしにむとく人麿乃玉帝中玉の叢し
紀魚くといらむ言はまれなにこ人室の間の字をこた
平さよあり罷の字にかはりかてす 當れまりし
閑ニ通シヨメルモイヤハトオエ
まこうもは、歳九よほしくまれ乃ちるま ゑんひを
乃うひこの中よれとしまれ包そりむをれてか
やとよあるをえありこうしはうつしまて状在
乃なこ實の子のうとしいえんうるりへ月七紀よん歌
又久ノ字ヲ脱シテノウツクシ一ツコカモ歟ヰ九ニウツクシキ一ツコカ手ハナレトニ三ニ當ノウツクシム

ナケオロス
挫下といふはともゝなくなりぬとのへし ちかつよし
勢兵ヲ云ニ劒術射道ヲ能シテ居ヘキト也
みよし 史記穣秦伝云天下之彊弓勁弩皆従韓
出〇皆射六百歩之外 尋ハあつくひハ七尺あるひハ
八尺といへり 曇鸞往生論注云案此間詁訓
六尺曰尋又云里舎間人不簡縦横長短咸謂横
舒両手擗月為尋 つらねてちかしくするといふは紀
欽明紀男麻呂曰況復平安之世刀劔不離於身
さしまくらハ行しむるや かきりつへくなるとまて
私云ニクルハ一クリ切又ハ檀子ヲ一クリニシナクトイヘル一クリ歟
不分明軍勢ノ應スル事ヲ
ゐしもの 悔もの かきりつゝくへきなかれてみまして
ますあるんや 曹子建白馬篇云
大夫者 大伴氏ハ武将ノ家タルニヨリテ名ヲ思フ事甚シカ子ハカンナリ
うちなけきしつしうしふれ

トキコトニハ春秋ヲサセリ
第二首 冬こもり春さりくれは 友告れあしひきの山へても
よくこ、 第十四にハ きゝこれにこひしねくらつふれは
音毛更布 三之曰春ノ鶯夏ノ時鳥ナリ
うくひすのこゑのかりのなに、ものもしたりの
しきなあり このくれやみの月しなてくれ
木晩ハ三月ヨリ四月ヘウツル間ヲ云
ヘレ木隠ニテクラクナル也
李嘉祐
木隠のしけりそひてくらきをいふ也さても有
欲其毋理ハ夜隠ニヨコモリトヨメル可詫 河野本能ノ字ニツクル可作
ゐさよあり 罷の字にかくハなくかなし
スムニ
まこらもハ 第九にほとゝきす乃ふるまひをも
周ニ通シヨメルモイヤハトナシ
乃ちひるの中まなこしまれむかしの事すれてか
也とまあらたかあり をつしハうつまて取在
乃ちのえ矢のことハいふならぬ月也わかれ數
又久ノ字ヲ脱シテノウツクシ一コカモ歟 第九ニウツクシキ一コカ手ハナレト云ニ字ノウツクシム

真ノ子カモノ心ナリ
乃字をとらへしとよみて此集にハ此の字をとかゝ
てまへ取頭ハつけたる文字にておもしろきなり又ハ
子のようにハあらす弟九にハ人すくハ親（オヤ）の海まてそ
やよあろにおもし ひろハまちつまへ ひねりす
乃こゝろや 弟十七にもよめり 弟十二にハ志らと
八丘 神代紀ニ
らとよめるねをしるよめり
毎時 題ニ并時花ト云ヘル文字ナリ
ありね日数おほく
生くね日おほきをいへり
毎年諸ミトレノハトヨメル此ト スベシ

為家婦
坂上大嬢（ノ家持妻）なり 尊母 大伴坂上郎女なり 誹ハ
勅撰ニアラサル可此ト
誂なり

笑尓保布

笑作咲 字 俗ノ矢ノ非
香吉カクハシトヨムヘ心ハ同シ
花さくハゑむとよしこおや乃ことくつくろハ自異
オヤノミコトハ父母ノ御言ナリ
ま入るをいふのことにあらす明徳惟馨といふことく
ミコトヲアサヨヒニトヨムヘシ
よきことをかほしろま香芳等の字をくさふるハ
タヲリハ十三等ニ見エ俗ニ山ノカイメグリト云ニ同シ
たをりきつね日ましくハきつね日なくきつねかれく
ヨソノミハ越中ヨリ都ノ方ヲヨソニノミ見ルヽ雲ノミ見エルナリ
やまとあふさこゑのあまきましくハまれくやよま
たひくみくあり こゝろのとかにしみそもけ
こゝろのこゝろえまくるしきれうはありこゝ都を
いろにありへおりしハ河のことし 弟九に
佛ノ三十二相ノ内ニ此文字アリ
こらへ月のこてる面輪にそれのこと ゑみそ
ゑそれハ
とよめり 松柏のさかへいまさね 柏ハかやなり

和名集云、兼名苑云、柏一名椈 百菊ノ二音 和名加閉 又云、本草云、

柏神代紀カヤト点ス

柏實 柏ノ音百、一名榧子 榧ノ音匪、和名加信 和恵と信と通よれた、

加信を加恵と形し恵と也と通よれハ展将し

てかへるとりめとしはかりかへし松柏ハ霜雪にもか

まけしてときハなるとものなきハそのことく侍り

へて侍しまゆとしはかりける、

論語云、歳寒、然後知松栢之後凋、荘子讓王篇

曰、孔子曰、天寒既至、霜雪既降、吾是以知松栢之茂也、

イケルトモノ祝トスヘシ

第六市原宴禱父安貴王歌ヨ

もろこしハ松ハかれやすしいそなかれ

ときハなるいはほせたかふそうこへへき君

二十四日應立夏四月節也

第十七云、霍公鳥者立夏之日來鳴必定 第十八ヨ

拾遺女婦キ師ヶ家ヨ

あかつきにちかしこゑひハかまんほとときすまれ

あをん鳴そ鳴てしらんそ

云後漢云、二月立夏節、故謂之明旦將喧也

常人もあかつききくそ

寝テ初声ヲキクハ忌物ト見ユ今モ蚊屋ノ内ニテキカヌ物ト婦女ナトノイヘルニヤフシテハキクヘシトテオキ居ツヽ待ナルヘシ

此下にてうりて

小大君集ニ

月立し日よりあかつきおしのひ

まてとこゑのねほとときすかな

とよめり

ほとときすまたきねよとのまへあかとしむ

あかつきてさいやかりて、わとときすの花ける

そこ橋をとふ魚ハそのしけるにのくれてことゆま
しられハうゑしとや、すゝま
尾よしみ嶋わたりまん三方くれり
よろ萬とれゆらん人もられ

十八に
ほとゝきすこゆなきわたれともしひを
つくよになそへその影もみん寧
後のこゝハおほえすまなのほゆかんといふなれ
よ川合をよめる歌あり
丹比家下十七葉ニモ見ユ家持ノ姉妹ナトノアリテ丹比家ニ嫁セルカ所ヘヤル歌
けふまての
よそにこそ見てもこゝろもまなきをの恋しき
ころともよめらしあけてかそへかすあ

なく日も朝しハすくさむ日もくらしや
追和筑紫太宰 春花ハ春苑歌カ
第五巻に三十三首梅哥 并ニ序 并ニ追和哥あり
第十七にも追和六首そ
まちらちれぬをきをしきを人ハ
此哥ハかく別しあらむへきを 此点用
をりのちられをのしれそてハ梅の花
ゆめとりおもつてあそひつまみへし
をてハきこそまりや、色折とまつハ、ゆのまへに 中院本
タノシキフノ極リクテラハル物ハ梅花トニ
折てかくや今乃あのへ色かうちわまつことふ
をとこ舎の日乃てちれるをいふとんゆてか
くハ別しられと東令来よ
梅ことを袖よりつてきてめそて
手ハ助語歟又ハ手ノ誤ニテタヲリテキツヽ歟手折テ来リツヽナリ

ちるはるまでもかくてあるまじ

置ト心得テハ假名遠ツ

これはた似せしてさしはさまれたる花の枝はお
きりのあるなるべし、手折旅路追とかくす
して、手折てかへるは手と旅と通ふる故也
下に月立て日よりおそくてやうやう旅路
追とは、かくすして、手伎路追とかくるも、これはお
なしことなり

ほとゝきす今きなきそむ

来鳴初ルこ　カツラクマテニハ カツラニスルマテニこ

カルゝハ遠サカルニ 時鳥ノ来ルコトカルゝ日ハ有マシキトニ

毛能波三箇辞闕之、とは、此うたのうちにものをき
てにをはしひてよまれたるはそのうたと故
あやめ也、次乃うたに六箇辞をのぞけるはちゝの
上にての三字をくはへて除てよしなり

ヨノウキメ見エム山チヘイラスニハオモフ人コソホタシナリケレ

我门徒　毛能波氏尔乎ハ去ノ助語ノ焉哉乎也ノ類ニテ此字ナクテハヨミクルシキナこ

我か命ひとつはわかおもふ人の家にあるへし 思ふによ
り出てゝかへる哉

判官　和名——　池主トハ親族ニテ前ニ度々贈答ノ哥見ヘタリ

うらかなし春のかよれしる

念鴨オモヘカモトヨムヘシオモヘハカモナリ古語ニテ聞クルシミナキシトツヽクル故ハオモヒヲ鴨ニテ

慰ムノ心ニツヽ　　クル歟是ニテモカモノ字ヲツクルシ　ミナキシ山ハ射水郡ニテ舘ノアタリ歟

これは弟二子目並立子尊の命の人のうたに
鶴日てる鴻のこゝかよるおほつかれ
人音しきかはまくらかしそ

呵怜ト去テアハレトヨメル類こオ十四下四葉ニモ此詞アリ

これはへらひさくらおもしろきまきれるまた
といふところやほとゝきすいやしまなかされは
いよいよつきてそ鳴すなり、けさうしに鳴雞はいや

利波山オ十七オ十八ニ出夫木　——コハ手トレリ 然レ氏誤レリ越中越前ノサカヒ

ナルヘシ

しれるのけさにいふは浴及鳴柳とかくたり、追付
といふとはをひろくしてといふはをひて及ふや

誰しつかとしつ鳴テトリ

そのへたなり、やすいしなさきて君をふやませ

明立アケタヽハ暮去者ユフサラハトヨムヘシ皆ハスヽノコトヲカケテ云詞ナレハナリ心ヲ可付

とハ霍公鳥のなくをきゝてハ君をも家をも思ひ
出る由なれバ行てなけといふ也むかしをおもひ
てハ物をおもひへハあやまりとハいへり今案、安寝
不令宿とかけれハやすいねしめずとよむへし

王荊公詩曰、
池主ヲ安クモ子サセスナヤマスホトニナキテ我ヲオモヒイタサシメヨト云心ナリ

我ぞのゆゑんハ君又ハ山上憶良思子等歌に（又言ニ見合ヘシ）
麻奈迦比尔母等奈可可利提夜周伊斯
奈佐農
此うたハ安寝を不為成といふ心あらひと
あり是ハ助字にてやすいをもねとといふ
きこゆるなりとこそやすいとねさそや
よみいへりしこをハたゞしねとをかよハし假名
と流用してやすいしねをもねとよむへし
ひとりのこきけハさひしきと
吾耳（ワレノミト云点モアリ）ハ心をもちてなけれともふよしゆゑなき
ゆゑハ池主か越中掾にて有しか家持の
館よりハ丹生といふ山の方にて隔りんとの義（和名越中国）
此の詞なり
霍公鳥にわすれつゝて
第二にも此のうた人にわするれともわす
とよめり第十二にもこれ霍公鳥わすれつゝ
そのよめる安宿勿令寝これもさらの今
案れにてなしハやすいねをもてよむ
しかすハやさいしれさ事も読へし、あそ
助語にてなりしをもてよむてハやすいし

ねそぬるにすれいもねしもねしもよかんなき

とゆ句今寝とかけりにふるくをやまとのしるき 心ナキ対ヨコ心ヲツケルナリ由来ハユメく慎テ心アレナリ

てことよりてハかへるしす

春されて夜来しいへハ

第十 第一に揚稀本宮されはれて春されて夜きす 来向コムカヘハトヨムヘニ第十八ヤスノカハ許年可比太知弖ト云ヽ 和名ノ今ノ石菖蒲ナリ

ゆふしとよ万葉にも旁にまかれり 菖蒲 山呼山ヒコトヨムヘシ第九ノ廿四時鳥ノ山中ニナキテ邑ノ山谷ニ應スルヲ云リ

秘密乃儀軌経の中にも昌乃字艸に不従

してつけらるかほし ナホレノレハ助語ナリ

あきらかまてそりてきつけるか 左夜深而

なかけんなけりかれなれくかれは、残す鳴らく

まや残と家と通るへ第十七ま

ひとをまれ秋こゑゆるしあとはへ

いはるてもかれなからん

不足 アカス 用 あかすなりあかぬは誤なり 獲誤テ獲ニ作

わかまたかひとほきつへまして こゆふ夜はまつ かさけんを

来向をこゝろをむかへて今こんと訓し誤まれり 飼通良婆ハ三之日来年ノ夏迄ノ事ハナリ アミトリ ニシテ置ハ来夏迄鳴通トホレ

きつハ万葉のまゝにもむかへきつらや、こむといふ夜なり

いそれしてこもひかりていひても家ていうらむ ニセムトナリ

やまふきの猶まさりへるなりたまへり 山吹乃 サドレテモイモトヨメリウルハシキ花瓦ニトモチテ人ノ貞ニ比シテオモヒイダスナリ ツレモナキハ久シクオトツレサルヲウラムルナリ

従留女之女郎 良誤作 所送也

上乃女をこしまてめて訓しかるへあやまりなり来 ヲムナトヨミテモヲスクルシタヽ音ニヨムヘ十二

まいりて名にぞありて須云古為留女

之女郎所誂家婦作也女郎者即大伴家持 家持妻ナレハ児ヨメナリ

之妹、今案あやまりにおくれてつまを私くられす

宇部世美波 三之日ウツノ身ト云心ナリ 師ウツセミハ世ナリ 世ノ中ニ花ハシケキモノナレハ

カクハツゲタリ

しかりとハいへり つまゝれくにはそのとえにまとえめ

山吹ニヤリタル詞ナリ

ナキハナゲサミナリ

春ハケテ我オモヒノシケキヲトリテ折毛不折毛下ノ

てひろりなれるそらやもりにいひてえまて

繁山名ニアラス 拾遺

古今

ニカヒ當集ノ言ニテハ山吹ニ有ルナミタ

このくれのしけま思ひを

六帖

此寺ニヨレハ山吹ハ山ニ有物トハ見エス

念者不止ハ山吹ニカヘリタル詞ナリ

あのトやされにもくおもひのきかりてしけまとひ

仁家後人ノ点ヲ白ビ云加ヘタリ

コノクレニノ二ハくコトク可心得ノトヨメル本モアリ

山吹手

つかりこあきらめ 文選ニ目察を見あきらむと

木晩ノ如ク心ウツクトレテ思ノシケキし

古事記 仁徳紀

よめり、小舟つらなめハ列並なり、貫十五ニ

いさりするひかれをとめハ小舟のり

つらくにけり、

そよめり、つくもまけりや、そのふねのこうこう

ひめ、けふよみえし、なり、白浪さわきしくくり

よしに浪のへまつけたり、意ハまさまをいへ

おりしあさきこそふらんのまなりや

叶寺ノ下ニモ江浪ノ二字

古本ニアリ

藤奈美能 廻ハタミトヨムヘシ年ハ毎年ナリ

水鳥

和名集云尓雅注云鸍鶩水鳥也 上ニ註ス

水鳥ノ字ハ義訓ニテ漢ノ書ニ所見ナレ才六ニモ見ユ

たちかれそしも

遊波之母とかそりこれをいふへしとかりしもとよ

安倍貫ハ相貫ナリ

こそ句とすへし はしとハ愛の字にてたちなりてう

ハ二十ヨレハシナリ才五ニハ才五ニハシツノトヨミ

才十七タノ方ハモ叶ヒ有アリ

よしといふへやこれまてハおくさむへまゆるをいひ

てきれおりおハ狩をてらうしなり まにうをそ

古本亦元

さも御へさて一の毛乃字あまれり さても川

なか川さひのかり さて川ハ越前也 越中刺

安ニ狩をてらゆゑてかれての川をといひて

左泥 和名

瀬ニハ 和名集云説文云瀬音頼水流沙上

さつめとあるハ誤なりけりつけとし

也世早瀬ニハ 和名亦云湍唐韻云急瀬也

さしのしハ助詞なるをそへたりさりハさしとてそといへるなり 又ハ忘ハ為し

水鳥をし川めでゝ鳥をあやまりて鳥とよ作れり（叔羅河 ウ川タヽサ子ハタテヨナリ）
うかはらちやうなるんあゆ
（左ハ助之）ちらんあゆ形り志らりくさハうちれよかまむけ
ちうハそぐりてそれが形り上のあゆをいへり
はそかりとん多て回して知らる故まに初してなり
才十よりてあらしめとんりくせにと七夕の家に
よめるも初あらしやうらはよるてそうんあゆはそ（又之我ハ下ニモ之我色々トヨミテ己之ト云一ニテサガト云同ト通ヘリ一ニカレトモコヽハソカト）
まう初穂さへ家ともと かはりてうらかへむ
（心乃へし）けておこ珍らしと見るや魚のひまをくてとりふ
（和名抄云）鰭廣物（ハタノヒロモノ）鰭狭物（ハタノサモノ）形と延喜式才八祝詞にも
（神代紀）見えて魚れたそれがひまをゆるかかくへきさむ（播 向）
はしもと見えまやとも申へき也 立春日 衛家「天

とひふよたすりんも初て鮎をはくうんにあ務を（婆多婆ハニツノ婆字阿野本波ニ作可用）
やりうるかんなのこへひまかよむへしさとや（念婆モハトヨムヘシ）
細さ方ゆひをとゑぶきつり
文選宋玉神女賦云眉聯娟似蛾揚兮 傅武仲
（眉ノ…）舞賦云眉連娟以増繞兮 張平子南京賦云
蛾眉連巻 まゆのかたち山とつけんへる
（眞下十七字ヲ脱セシニマ…）まうへてとく序よいへり才十六よ宅合あか
（紅顔ニタトヘテヨミ出セリ）鹿さをあけれてよぬか家よ八宅さとるんとの
山とらいそんやてつとくしく序を見るゝ命れか
さりとなりてゆかるとひきうり才十七にニ
上山賦等にてむりしけてうゝ山といひう今
も曉をいりてうけのんなはゆうろにふとくゝ山
（仙覚註釈云メスラメニトハ君ニツカフマツル近習ノ人ナトノアクルハサスメテメスラムト霧ヲハラヒテ…）

ツルカコトクホト、キスノ朝トヒワタリテナクトヨメリ 此心ニテハフトイヒ出タルヤウニテノツヽキ如何ト
聞エ若
末爾ノ二字上下ニテ爾ノ艸字余ニカキタカ(タル)ヿニヽアレハヨヒトヨメニテハナキニヤ

とふつけたり、めすらめるは鶴をひとつ、めすら
めハ人のめすらやうにといふなり、ふつう越中
当なまこハそのかしらへし第十六食者乃蟹を
あられふ寄にも
なりはせんまう給めそしめや、あまりけく
家知ともと云人としもをめすらめや、まを
ふりとらをとめすらめや、まひまくらをと
ゐんすらめや、

エフツクヨトヨムヘシ
なりとよあり 夕月夜かそけきは秋へみともハ
カスカナリ夕月夜ノカスカナニサヒシトシタル体ナリ
かそけきハかすけきといふ詞なり下まも
いまもむかしいくうせのこゝろかなしき
そうあり 文選此土吟西都賦云、東郊蕭(アスカ)
條(ナリ)楊子雲羽猟賦亦有此句、雄略紀云飄(ツムジカゼ)風

蕭(カスカナル)然之晨(トキ)云々、蕭ハ西都賦はよりに、蕭疏、蕭として
立久久ハ以略ノ夜波ヲ立クゾルナリ
もさハよまれて神よこ記まれハこ記いまうかなり
第八よ
引よちてをらハちるへく梅の花
袖にこきれつそまそてしくへく
第十八橘ちまとふまも 志らて人乃そてすつまも之逢
此よみあり古今集よ幸性法師のまうまも
ときちりて袖まこ記にうれてもてまれん
秋ハかなりしとこらん人のまめ
霍公鳥 サアリ己タレハ羽風ニモチルヲヨメリ
一云、ちらねくこ神まこきれ川、恐ハらぬらまとも
よまれてハいれをとも すてねたまり、古今集まも
これありハ上つ下つ
霍公鳥 第十二 ワキモコヲキヽツガノベトツヽケタリ 聞ツクノ心ヽ今モオナヽ花ハ
名ノ花手

いはへの山をおもひこそゆかん

我カクレノフミヲレラズイツコヘノ山ヲカ徒ニナキテモランレ

いはせの山をよりる名をおはあふす

曽丹集云——此イツコヘト同シ

備中ニ二所延出記アリ 不可用

月をしらしおもひつ

この月ころいふてえ女にて同月おもてより上よ

手伎 於伎 假名タカフ手於通シテ用起こ

自須まうらくつかへうつりの月おもてより上よ

妹が似の草をそこしらり

これも上よ山振の花ともよみて坂上郎女妹よ

私 初ノ首ハ我ヲ山吹ニタトヘタリ 今又先ノ人ヲ山吹ニタトフ今時アルベシキ事ニテ

上古ノ人心オモシロシ

田村家持書 坂上大嬢のもとへおくりつかはし

けるを家持のかへりて二首まてかへし給ひ

廿十つよも山ぶきにも似たる妹とよそへて美し

麗簾まくそふき花すれはやうそかくへは以ては

こすふものハ山吹をとりいでてもあそはれける

第とよめり。この二首は第七に

君に似る草とみしより我しめし

野山の浅茅人なかりそね

此うたまではよまれざるなるべし

我もおもふこれにつけても

これもつまおもふうれへし妹を恋のひつる

かなしといふべし。これもおもくは津まさな

しといふなり。しき類といふべからべし

つまは数のそへはすれはやうそうほおきなさけ

なかくしらぬもよく塩てたりけれは面白

私云 アハヌヒヘナシハアフハ者ナトニヤ又相オモハヌヒヘナシ也

かれきこといふそつれもおもしとはいふなるべ

へしあるれ日まねをはよまもなし物なり

多祜灣

祜誤作祐　私云｜｜　六帖ニハ此哥ヲ若ノ題ニ入テシツム石ト点セリ

しつくとも

まとりけらこら、しつくハ沈なり、第七よにけるの　仙覚注釈ニ委シ第七ハ〻

そこしつくそこ玉とも、これそこよしつくらす　第七　三之日シヅクハシヅミツクナリ

玉とももよあつかのまへよりに沈の字をかけり、

又第十九にもかくされ海しつく伊豆もともいへり、又

沈の字なり、古今集哀傷哥に

顕註

水の面にしつく花の色さやかにも君かみかけのおもほゆるかな

顕昭のいはく、あの花の色にしつむ花のえとも、しつ

むといふなり、されと書並一本にハ志つむとかけり、

しつむといふをうつりといふなり、水のおもにうつれ

る花の色のやうにさやかに見えておほゆるはなのおほ

ゆるとよめり、万葉云、と家あり、催馬楽云、かつらきのて

らのまへなるや、とよらのてらのにしなるや、えのは井に

しらたましつくや、ましらたましつくや、定家の密勘云、

しつくといふ詞ハ海てさひ給すれさへてしつむと

はやにくるや、沈ハそこへいりひたりはまよへりこそひ

これはやうそこなる波よあらハれゆられてかくれあらはるゝ

やうすをいふ、又底より沈さ出すんるも波にあらはれ

ゆらしやうにみられて見てむをいふへしともいはれし

此心ひとつ能宣ハ叶て侍、今ハもとくんそ定

家卿のいふへきそとこゆれと、沈ハかなはすそこへ入

のをよあらすうらふなともいふ處ゝ、浮沈とわかる時

さて定家卿のことしもうつるなども流れといふ流れは
うつくしくおもひ出つる菱三本の歌
よるにゐのあつまに年ふる月いれはわたるとひとへはしつまさりけるを
此哥もそこはさらに流れとはいつれは清き水出すらんにて
おもすさそ底清き流られてはるてもなんは玉と
こゆへさを菱の影れうつりたに映してこととに
さえられすなりこれ菱によりてあられを菱をは
むらんなり第十四東歌に
しなのなるちくまの河のさゝれしも
君しふみてハ玉とひろハん
これをおもはせておもひよりし
たてれうの　一ダニヌ人ノ為ニカサレテカヘラムナリ

又祐をと祐よ終ましつ波下乃哥おもはしける哥世　拾遺ニ誤ル
よ人丸のとおもへさる花　夫木ニ
いさゝうたにおりひてこしを　次官　和名　イサゝカハカルク事トイハムカ如シ　私云
此哥の書ハ朗詠人のとそて　朗詠誤レリ
いにしへめよおもひしものをたにこれらすよ
さけの菱浪一夜ねかへし
一夜へねへしハ男人は海人乃すまれの哥に野
をたなつりしこひとよ祐よそれとしへるなとなり
菱するとかりほよつらり
菱の浪よかくりてとかりほよつらうへいひなせ　貴　訛スル躰ニ
る形り、おりいらん人とも志てよあまともと
らん、此祐よよあみこ哥よみよあまとこ見てくなり

彎廻アサリトヨメルハ誤レリウラワトヨムヘシオナニ等ニ——ヲ三裳トカキテアサリトヨメリニ菱ノ文字ニ不叶浦ツコキメクリテナクサメルヲ人ハシラスシテアマトカニルラレトヨメリ

たかまてゆくをとこらん 一邑モナカスハ乱ニカヘリテカタルヘキヨシモナカラムトナリ
えも同附乃ありれハかくよめり
葉 河野本カレハト点セリ可用 仁徳紀訓同 ウツホ物語ニ松葉ヲモ、カレハトヨメリ
ことせこゝにけてりころしハ 百葉ノ心ニハモリノ神トイヘルモ
安多可 私云ー
和名抄云厚朴一名厚皮 カレハヲ云トミテイヘルカ又ハ一切ノ葉ヲモ云トイヘル心也 楊氏漢語抄云
波乃木 厚朴ハ保々加之
あつさも似乃青すめりきハ 蜀志云先主
劉備字玄徳○舎東南角籬上有桑樹生
高五丈餘遥望見童々如小車蓋或謂當出
貴人先主少時與諸小兒於樹下戯言吾必
當乘此羽葆蓋車中十ゝゑまと乃此足孫りけにか
さこちてくともはゝき旗のことゝも此山まき旗乃葛木山ま
旗の丹坂山なとよみしも乃柏木乃しけきちらまさ
旗のやうなるとふとくて桃そゝおりり今ましめにし
にさらとふも蓋をのくとあり今義解云六儀制令
詩曰 傳
延喜式玄蕃云凡諸國講師擇年四十五已上
讀師四十已上者補之但雖階業已滿之輩
而年限未及不可擬補
をのこのことはまことよくハリ记そり
スヨンキシリ神ヤヨリ王ヤノ今日ニシキヲリモス国ニノミ玉フ酉ノ心ニ
和名抄云本朝式云十一月辰日宴會其飯
器参議以上朱漆椀五位以上葉椀 和名云久保天

あはゆすて いのちをうつらん
一色モナカスハ歌ニカヘリテ カタルヘキヨシモナカラムトナリ
えも同時乃云なれハかくよめり
葉 河野本カシハト点セリ可用 仁徳紀訓同ウツホ物語ニ松葉シモ、カシハトヨメリ
ことせこゝにはけてりうろふりうしハ
百葉ノ心ニハモリノ神トイヘルモ
カシハヲ云トシテイヘルカ又ハ切
ノ葉ヲモ云
安多可 私云ー
まの
和名集云本草云厚朴一名厚皮 楊氏漢語抄云厚朴保々加之
いふうこれ蓋なし[illegible]令義解云六禁[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

云凡蓋ハ○一位深緑三位以上紺四位縹四品
以上及一位頂角覆錦垂総云々 四位以下に
ハ蓋ハさゝぬことにや

講師僧 講師ハ諸国国分寺ニアリ
延喜式云凡諸國講師擇年四十五已上、讀師四十已上者補之、但雖階業已滿之輩而年限未及不可擬補
とかめのきのとはまこよくハいりこそあり
又曰シキシリ神代ヨリ王代ノ今日迄シキシリニス国ニノミ玉フ酒也
いそき絶のこゝハすらいゝのハらふ物をそもこの
そにまりし文柄なきそれしまてそのこへよすゑも
しられハ権の葉そはりりそもよき脇まをかしハ
北史云
てとすもいゝふそ梅まゆるものとこさしいちハ柏叢
といふらり神代そはゝそもかしらにりゆ思に
當丹ら方
榊そう月まうれハ神山乃えうつ也葉柏りよりそ柄
延喜式乃大嘗会乃式ニまか佐渡の物の行文に
青槲于槲なとあまさ木にかくへる日本紀 神武
紀云葉盤八枚
葉盤 毗羅耐

たかまゆすていゆくとうらん（一色モナカスハ乱ニカヘリテカタルヘキヨシモナカラムトナリ）

なをも同時乃ことなれハかくよめり

（葉　河野本カレハト点セリ可用　仁徳紀訓同　ウツホ物語ニ松葉ヲモカレハトヨメリ　百葉ノ心ニハモリノ神トイヘルモ）

ことせこそはしけてかくらふりしハ（安多可　私云　カレハヲモミトシテイヘルカ又ハ切ノ葉ヲモミヽトモ）

和名集云厚朴一名厚皮　楊氏漢語抄云　厚朴　保々加之

支乃

これらの心ハかす蓋をさしつきたる也　今案師長大饗ニ書

あやしきことゝ思ひて蓋をかたしけなくさすとは見えす　今まいらせたる

あやしきものなれは蓋をさしたるかとも思ひまかるにや

そのことをみちかくして蓋をさゝれて蓋たるもの也

云凡蓋〇一位深緑三位以上紺四位縹四品以上及一位項角覆錦垂総云〃四位以下に

ハ蓋ハさゝぬこともや

講師僧（講師ハ諸国国分寺ニアリ）

延喜式玄蕃云凡諸國講師擇年四十五已上讀師四十已上者補之但雖階業已滿之輩而年限未及不可擬補

和名集云本朝式云十一月辰日宴會其飲器參議以上朱漆椀五位以上葉椀　和名久保天

又云、漢語抄云、葉手 比良天

月夜あれてしも

月秋をみてかしはてうちならしやるとあまし とあま

ゆゑうしとあまれり、萬葉

こゝれあゆとおりてもあまり絶ての

きしれをはやうてあひてゆくのん

以上同時のうたなり

霍公鳥歌 怨恨歌

上歌 恐剌 （ノ官本万時皆无）

かまいのうま

此間尓之氏ハ家持館舍ヲコヽハトヨメリ　セコハ廣縄ヲサセリ

オ十三ニカキツ田トヨメリ

これハ下のうたハあすす、廣縄か家ちかく垣の

播磨国風土記云

ことくあるをとゐうなり、榛之狭枝、とされ

青垣山トヨメル類ニ

遥ヨクトヨメルハ誤ニハロハロトヨムヘシ

はるんたりのゆゑとはりの語あり、遥々尓

鳴霍公鳥ト云ルヒハ廣縄ガカヌト云コハ有ニシキニ何トモイヒシヲサヌトイヘル心ナリ

くるまなり 河をとまりし、河はまうしれなり、

伎奈加奈久 来鳴コトノナキニ

谷りこつまてハ才云まいとれとり海うこつまてと

新古今

萬盛集、

おうし才十まはしひまれ山ろいつまでもあれた

ツケナクモウレハサラシヲヌスハ有ニシキニ音モセヌハウラメシトナリ

ひなり

追和處女墓歌

吾幾許 キカヌ事ハアル事シ但シヒトリキヽテカクセルカトヨメリ

多尓知可久

此ハコヽニシテトヨメル長哥ノ返哥ニ

萬九まの田るも福麻呂か集まあるの歌、二首

数治奈美乃

これ稿連衆麻呂か集ま出てるの哥二首、ゑ上云

ヲトメツカノコト大和物語ニ委シ

首のうちむ歌二そあるこれをほして今

追和とハいふあり

くまりし筆といひつく

又奇 クレニ 三ミハ

くまりしきハあやしきされり、奇の字を目まれ

まつりひとよあまたおもふとも 才十八 七夕にて
なりしとあやまれることもあなり
延喜式—
称徳紀云、神護二年十月壬寅奉請隅寺
毗沙門像所現舎利於法華寺詔曰然今
示現賜流如來乃尊岐大御舎利波常
宇治拾遺—
奉見余利大御色毛光照氐其美之大御
同忘ナルヘチ乳今ゴンコウナルト云ルヿヲ西国ニハクスナルスト云リ
顕註—
形毛圓滿天別好久大世波特尔久須之事
此手ハ今クスムト云オ河ニ同クシテ今ト異ナリ 私云レカレモ一ハリテ
手 思議許止極難之
そしきみれはうるさす
知奴ハ和泉郡ニアリウナヒハ和九ニサゝタ男ト云リ是ヲシレノ久男トヨムヘキカトツイヘリ
壮を荘をかきうつせは誤りなり なほしくたまかれぬ
壮士ハ只オトコトヨムヘシタケシトハ誤ナリ
乃ちちも節間とかくるをつくれまとしあるそ
才十七— オ㐧ニヨリテヨノアヒ久モトヨムヘシ 和名集—
あやまりや藻かふしのあれはふしのまとく
又常夏女郎花ニモフシトヨメリ 大和物語云— 後撰—
いひそくそのふしのまれはなそそれはんへつの

名乎競ハ女ヲ争フ男タテニ
乃まねをいふとてたちはしうきうなにあまたへること
みしかまや荒海のしのゆへなしいふことれとおなし
此点七ル蹈ヒ古歌 二八
しころわれ 露霜乃色乎はしにかれとも
ヲトメラニユクスヘシレトモヨムヘシ
露霜乃きゆるにことくて此世をさるとはよめる
乱ヲ流ニ作
座
尓太要句ハ二示ヘリ エヲ用ルヿ不分明 二遍ニ用ル歟 才十三
かれたるといふなりはけをとりさりをはし
海辺 ウナヒニトヨムヘシ 紀云 アサヨヒニトヨムヘシ
けをしはちらく絶えかくもまたとにつ
けれをくしを判至かおもひつまてなをひる
クレタ墓ノ上ニサシテ生タルヿ外ニ元所見
ろかはすへ才九すつれ上のきのくなをひたり
奥墓 オクツキトヨムヘシ
ゆえよあるを黄楊の小櫛といふ本のみいかり
くしもはす梅すれをつれさなりにさしきけ
ありおもひつまてるとしひるをみ見
神代紀上云、伊弉諾尊乃投湯津爪櫛此

即化成筍下云老翁即取嚢中玄櫛投地
則化成五百箇竹林 山海経曰夸父与日
競走逐日渇欲得飲々于河渭不足飲大
澤未至道渇而死棄其杖化為鄧林
くれたけし和漢ともおほくれたる黄楊のごとく
しもまことにおひつきぬへし
此歌ニテイカナル墓ニクニヲサシオクトモ見ヘタリ
手等女等之
右一首贈京丹比家
安曲手疾美アユハ東風ナリ 十七ニ見ヘタリ
上ても京丹比の家にとて妹をこゝにおく
まへて年ふれとこゝまれぬれは彼の女をしる
ろへし
ひろきこの國をもおほふて
天地之因ハ君ニツカフル物ト開闢ノ時ヨリサダマレルコトヽヨミ出セリ
治ハ治るまへしたゝし治まてもおさむとよむへし

此詞解シカタシ夷ハ則放ル所ナリツノ國ニヲサメニ來ルト歌将月ノ上ノフヲ云
風吹くにまへたまへと彼のことなりし 巻八七名の
云ふまも風吹くにふる河のさとにかへしとよむへし
巻二十防人の歌にも風は吹けとも
又こゝろゆくこともつゐともなかりしこちゆゑ
人のつてにも 雄略紀に流言とも飛ちことを
ミナクル人ノトヨムヘシ 十二
かまへてうたてしもあらんとけくつけくらく
嘆息ナケカヒトヨムヘシ古語ニナケキソト云テハ手尓於波タカヘリ
つくたり 宇努都美 宇誤作守
御母之命ミヲモノ命トヨムヘキ 十七 王ニナスナヒキコト 展轉ナリ 十二 枉言 逆言ハ十三
賀南右大臣家藤原二郎
風夜音之遠音尓毛是ヲソヒクヨトノトホトニモトヨミテ引ノ字脱シタルト可見 結ウチニテ思惑ヲ払フ
十四
和名集云尓雅云女子之夫為壻 細反
本点ノ分ニテハ心アラハ以ハ時之ハアラムヲハ時モ時コソアラムニナリ古今時シモアレ秋
作賀聟 聟 和名 無古
十六人ノワカルヘキト云ニ同シ 珠緒 緒ハ付字ニテロハ玉ノヲシキト云コ近ナリ 今ノアラス
孝謙紀云勝寳元年四月以
大納言従二位藤原朝臣豊成拝右大臣
未年少ノ人ナレハナリ
二郎ハいまさにいつのことか不斉
遠き日毛トホトニモトヨムヘシ 痛急イタムトヨムヘシ 飛鳥井本 哭耳所泣 子ノミニシナカエト 十五

世間之　先ハナクサメテアヘリ心苦シスルナトヨメリ

うれ花をうつしすなりあめりのこ川はなよ

言ニ卯花クタシトヨメルヿモ所見連寄ニハウノハナクタレトイヘル歟

又月よもあふりて卯花をくたしすなる哉卯花

もくたしといふわりゝくたしへるれ令腐とか

こそいふことすなり日すかのあるをくたしと稲り

あさこ行て又月雨れ名とゆかいはれなりそ

まれわられいの花ハ四月の物なれはなり

又月よかゝるゆゑにて萬葉十ハ又月山卯乃花

つらうゝのなとゝよめり又廿十春れものゝ前りまも

ちる花遠八こうのかくしく䏻きし

妹かかなる浦へおかれよれのまりし

此哥ハ面よくうつれおりれぶるやうれ花經

遠こゆしてつゐにをそこにたるかひてゆきすもし

そこにて歸去へせり

又逝ハ迺ノ誤ニヤ

始水逝とかけるをハこ川にわかゆきらむともへたし

こうしれハ俗よ兎れ出かゝとゆふよあれハ

始をとられとゆふハ鼻の字れふたりハ人の銘

の中よ鼻ハ忘し出てまいりこゆることのなれハ

鼻の字やりてはしめとも〳〵あつく本つくハ上字

児毛我毋児毛哉こ児トイヘルサスホアルヘし

とこのまゝよあれ廿二十あるに本萬葉とかそへ

本乃骨なきをいふり

えひつくとたかまれそのをかれ

フチ井ノ浦ニ

廿六東人の前よハえひつるなともあれつまて

和名

もねるなへし廿三よ川路のうつま

古事記

これきハありしれ浦またくゆの

ホハホノホこ穂帆ノ類ニテ皆アラハナルヲ云　下念レタモヒトヨムヘシオ十七

ほのかりいくめるいりれそつく

五月

此ころ模写されたりとこゝろ

此下日ヲ脱セル歟

いつかしれるもさまほしけり

此八日天保十二年六月に此附箋花し女子

の落葉と紙やつしれ坂上木嬢におこりき

あはれに二つとありこその秋のうち

さるものをはしのことに秋風と

いまはこふかれいはかくうらこそ

とよめり

わすられぬもののこよの

多久波氏ハ貯之

櫛笥ナリ

美久之宜ハ御匣也伊都久ハ齋之イツキカシヅクト云等布ハトイフヘ

ねれハつまに玉櫛笥をあはずものなれ

なりそこらしけるたくいてしりといふもまま

トイ又タヽ之初五直セリ又イフヲ中略セルニヤ考ナ四――ナラノ古ニヲカナシメルニヲ

万はりてとふつけるりのまゝく今はうは

與能許等和利 ウキ世ノコトハリ之伊勢物語ニ世ノコトハリヲ人念ラ子ハナトヨメリ

あるよのことはりあはれとおもはまし

ますらをいつはふねとさへ

りのあたく

とよめり まはをまへ文寛の頃しとは坂

上木嬢はこの横ならに二年の春にうつりて

いられうらうえてたりそれまゆうち

をはしてりつりしれるにうる ことあらう

海はよりあまたくけりは はつつるのにうれま

しりハ廿二日人麿北方にも

玉もちさそるひまれしこそふうられふある

てあまそとはあまのないくはてもあるそ

きつはきのきもれりられて

とよめる廿九日も

そはかなきよそふるひさはまつさ乃あかのむま
くもゐりのよそにれしゆけんて
そともあり　おもりなること泪しらぬよひなくともかれ
おさへつなるにれよせきうつりてそとさよかりてこそ
ろうし給へる方ゆきもしむあはれ嬢をたにもしつかたる
トヲムハタハムニヨセタリ　タハムハヘヨビキトイヘリ　眉ノ曲レルヲ云　遠キト云テ下ニテハタムトウケタリ
弁七に　ねらくふかとあなきうるゆへしくとゆかしくは
波ノタハムヲヽエニタトヘタリ
神女賦——　傅武仲
ちらしれそそれらうらつ海ともまあり、たまとしも見そ
遊仙ノ註ニ　神功記——
ろくまり、まつらひま八弁云青ナ二月十に君すれみん
フタカハメ　曾波乎
えらり、楚詞云、目騁而横波也、遊仙窟云、饞
横浪、翻成眼尾、今此こゝろにていふ　大ふれの
オモカゲニヨレナクノミエツヽナリ
ゆらしくに、上よあまくまあり、おいつくあらそへ
老附吾身なり、枯ようろを枯つけしとしまあり

まくおつうさを老付とえいへりのこしあんなるへ
けむしにひかりく悔てあふすて此命なるらむや
とたまり
こね日時ねく　常に能く見て置へきなどとあり
コヽロク志ノ志ノ字范多弁本无
こね日もこね時もねくや
右二首賜勅撰　ナラハ有ヘシキ文字ナリ　官本贈ニ作ル
ねきらのたまかし因耕よ
許能之具礼　藝、——　ミセムカ為トイヘルハ奈良ニ妻ヲノコレオク也（至武両帝之）
流をくらうに、うなへしみきしくまよ君かをいつら
安手尓与之　芳万、——　上ヲウケテ奈良人ミムトハ云リ　ワカセコハ廣縄ヲ云
ゆすふへ皇后の流ろらうとえるの花まよ
光明皇后ナリ
そへて居ハ岩乃としく枯をたちぬ　その葉達
右作之ハ和之也　トヽメモ玉ヒツトモキヽイレ玉フマレトヨミ玉ヘル歟
そろうもしともそあらんとよけせたまはん
又皇后ヲ寵愛シ玉ヘルヿノスコシオトロヘ玉ヘル時ノ御歌作ミスコシハ薄クルヽ
なかうへし
留乃哉数衆ニハトヽメカネツヤト点セリ乃ノ上ニ欲ノ脱タル歟
東ノ上ニモ見エ名人ナリ寸門越中ヘ下リ居ルナルヘシ
あしひきの山きりうちよりいゆくあひて
将落ヲチラムトヨメルハ誤ニ　六帖ニヲツルト点セリ雲ニチルト三丁有ヘカラス六帖ニ

ヨリテ、ナム山ヂトヨムヘシ、コエニクハ君カ山路ヲコエムヲオモヒヤリテヨメルニモミチモ

山のこしをこえてこそおもひあまり行り

栗モ共ニ落ヲシヘツクアレヒテトハイヘリ

朝集使

餞説文ノ

まうのつかひの餞すとて 石竹ハ宝亀七年ノ末ニ見ユ 諱欤

雄略紀云國司郡司

附朝集何不罄竭心府誠勅慇懃

此君これけのとらけり

カヘナハカヘラムナ也カヘルハイツクヨリ於不知ナラ ヘカヘラムニテモ有ベシ光ハ雪ニアヒテ色ツキヌナル

第廿よむ 家持

ヲ云リ 山橘ハ今ヤブ柑子ト云ル物也

けふふりし雪にあへてるはしきかまれ

山てらに花をつらなはまとこし 作 許奈

シハクモフラナル雪トハ奈良ノ京故ニ後ニモ雪ノフレルハトヨミナラヘリ零之フレシトヨムヘシ

おほとのにけふもよりしの雪にあふこそね

下四十七 業ノ——此哥古哥ノ所ニ左注ニヨレバ房前ノ語リ玉ヘルヲ三形沙弥サヘ句ヲカヘテモ作レル欤

ふるきみハめつらしや ゆめうつれ人をかこれ

[illegible]

有都 都毛 御見ハ房前ノ御見王公ノ人

贈左大臣藤原北卿也 房前

北誤作此 今根家トイハムカ如シ

新 [illegible] 下四十

ふる雪をこしにまつきて [illegible]

ナツムハ腰ニイタルナリ 私今醫家ニ食ノ胸ノアタリニアツカヘルヲナツムト云 腰ノアタリニテアル雪ヲフミワケテナリ

上乃のれ左のよ 正月二日守館集宴於時零雪

雪殊多積 [illegible] 今の哥ハ三首あれと

[illegible] 日本紀よ仁徳天皇 [illegible]

古事記——

那理波譬苔、須儒赴祢苔羅齊、許

辞那豆游、曽能赴泥苔羅脅、於明游

赴泥苔礼、

第廿よ 家持

かくしてや [illegible]

[illegible]

ともあり
雪はいはほにおほふかと　重巌之起　此起ノ字花ノ字ニ対シテイカヽ然トモ雪ヲ花トイハム為ハカリナレハサモ有ヘキ歟
私云栄花物語
文選謝恵連雪賦云膽山則千巌倶白、
ナテシコ久シニヨメル、古今　我ノミヤ哀トオモハムキリ／＼スナクタカケノヤマトナテシコ
古今集に　紀秋岑
白雪のところもわかすふりしけは
いはほにもさく花とこそ見れ
ともあり
雪積れはいはほにおなしかる
雪積るとハ岩ほにおゝふたる雪ハ巌のつもれるか　紅葉ノ山トイヘル詞ニ
あらといふ詞なり、なそらへしこともあるをもなとみゆ
ナテシコハトヨメル、ミワノ臣ヲナヽハフリツモルイハホヲ押テユキヽエトヨメリ
すしこにあらす、なそらへしこゝハ岩ほにそへて花とく
そのなかれハ岩ほに雪ふりつもりたるを見して
なそらへしられ侍るはとゝまるそ見ゆる、ところたつれとも
サカヌアトヨムヘシ　サキヌトヨミテハ心タカヘリ
いふその時にハちよにさかぬかなかさしにさけ
りといふ詞なり、いはしへはふれぬめやうれりのとを
かゝるなりけるにしみのそへりにあひてるとそある
ハフリハ翥ナリ　五月マツ山時鳥ヰツハフリトヨメリ　ヌトヘ鳥ハナクトモ此雪ノフリテオモシロキニ
又今これなそれ方ならまへし
ゑいはまさめや　君カヘリーヽサムヤナリ
ゆりまけめやなり
なく鳥ハ花に見えけりと
上句も聞しきれいはにきれかまれとこゆかりを
用
まつめこしそれハ、千年にふりつめハこそや雪にたら
チハニナリタチカ久キヤウノ心ナリ
かてねハ雪をなへねそけり上句もかそぬるいふ
とはハおほけしふ勝なり

太政大臣藤原家之縣犬養命婦
元正紀云養老元年正月戊申授從四位上縣犬
養橘宿祢三千代従三位　五年五月乙丑正
三位縣犬養宿祢橘三千代縁入道辞食封
資人優詔不聴　聖武紀云天平五年正月庚子
朔庚戌内命婦正三位縣犬養橘宿祢三千代
薨遣従四位下高安王等監護喪事賜葬儀
准散一位命婦皇后之母也十二月辛酉遣一
品舎人親王大納言正三位藤原朝臣武智
麻呂式部卿従三位藤原朝臣宇合大蔵
卿従三位鈴鹿王右大弁正四位下大伴宿
祢道足就縣犬養橘宿祢第宣詔贈従一

位別勅莫收食封資人八年十一月丙戌従
三位葛城王従四位佐為王等上表曰〇
葛城親母贈従一位縣犬養橘宿祢上歴
浄御原朝廷下逮藤原大宮事君致命
移孝為忠夙夜忘労累代竭力云々和銅
元年十一月二十一日供奉挙国大嘗二十
五日御宴天皇誉忠誠之至賜浮杯之
橘勅曰橘者菓子之長上人所好柯凌霜
雪而繁茂葉經寒暑而不彫与珠玉競光交
金銀以逾美是以汝姓者賜橘宿祢也云々
神亀四年十二月丁丑正三位縣犬養橘宿祢
三千代言縣犬養連五百依安麻呂小山守大

麻呂等是一祖之子孫、骨肉孔親、請共沐天恩、同給藤姓、
詔許之　廃帝紀云、寶字四年八月甲子、勅曰、子以祖為
尊、祖以子亦貴、此則不易之彛式、聖主之善行也、其先朝
太政大臣藤原朝臣者、非唯功高於天下、是復皇家外戚、○宜
依大臣故事、追以近江國十二郡、封為淡海公、餘官如故、以
継室従一位縣犬養橘宿祢、贈正一位、為大夫人、淡海公乃
表に親母とあるは、袖よ三千代よ嫁して葛城を生給へる
為なり、三千代を辛去の後、淡海公に嫁して、在京宮后なと
をうミ申されけるなとし、橘宗に麻呂侯及に似たる事とも時宜
光后のめして、若識を傳へ給へるは、詞もしたしくのさまより
つゝさに續日本紀にみえたり、今天皇とさしてまつるは、元
明天皇の御事也、いつれの御ことも知るへし

天皇我[illegible]
わかれは京を[illegible]
袖中云
在[illegible]天京を[illegible]
なり[illegible]國の[illegible]京を[illegible]
[illegible]
[illegible]天京を[illegible]
ナラノミコトノリニウケタマハルコトアルナルヘシ
[illegible]
[illegible]
ナカレヤハナクアレハミヤナリ
天地の神[illegible]
ワカツマサカルトヨムヘシ
携チテタツヒトヨムヘシ
書[illegible]國[illegible]
文匠
又
又
[illegible]

催馬楽ニトバロケルコノ家ノオトメトヨメルニ同シ
古ヘハ貴人モ機ヲ織ナリ、ハタメクト云テ機ヲル乙女トハ云カケタリ

よそ出きりひらの神さかるこそをとめとは家
ひらりして神わかのはたゝめくいへそえておか
おとめか此ひけらし、巻十に七夕の歌あり
あし玉もて玉もゆらにおるはたとあり、
神代紀ト云、天孫又問曰、其於秀起浪穂之上起八尋殿而手玉玲瓏織経之少女者是誰之子女耶

倭文幣、幣誤作弊

違奴ハ死去ヲ云
妹らなりしへ雲よたなひくとと、おしてなひき
る神のそれことくみしし、死して火葬す
れし、旅れ乃ほとりを彼神によそへて、それ
こたかりとはいへり、巻三に土形娘子を泊瀬山
に火葬する時いさよふ雲と、人丸のよまれし出
雲娘子を吉野に火葬する時も霧なれや
よしの山の嶺にたなひくとよまれつ、丈部龍
麻呂か死たる時大伴三中も雲にたなひくと
よめり、巻七巻十二巻十七にも、おほそかや
うたよめり、古へは火葬の後の烟のなひけり
四ノ五十八同意ノ方
うちなかもおもひてしらるゝ
ウツニトヽヨムヘシ中本ニ
寝ハ寐の字のあやまりなるへし、寐をいのこと
いりたりしを海よりあかりしは、うらしこさ
まことねをよみにたてゝかくあるにやあらん

吾蘰可年
三日 目六作二
上十四ニ
吾かつらへのもくまもへし、柳かつらともよめ
三月ニ花サクヲ二月ニヨム、其ノ心知ヘシ、他国ヘイタリテハ花ニアハヌ心故ニ上ニ注ヲ加フ

きかつゝはとも、たゝまさによみかへりきこゆと題を
ふることのあるは證なり
ふるきことをのへのりしにこもりたれは
さらはしもまたなり こゝのしはこゝのよし
あらしはたとつゝくれなり、之乃字をかくに
男女のうたもおほえたれはこゝにかゝりてよみて
こゝのにゆゑとしいふなりこゝとよみてうたをきゝりて
たゝめへきなれ、十八字なりと
ふるきうたのよしこゝわれかたくなれ
いまもたらかれの実をまちらん
ともあり

春日祭之日

私延喜式第八遣唐奉幣ノ祝詞アリ住吉ヘ幣ヲ奉ルヨシ見ヘ八冊中ノ無ニ見ヘタイノ十リ

私云第三ノチハヤフル神ノ社シナカリセハ春日ノ野辺ニアハマカマシヲ佐伯宿祢赤麿ニ送レル

三ノ方ナリ此人天平ノ比ノ人ト見ヘタリ今ノ方ハ天平勝宝三年ノ方ニ見林云ーー
シカレハ四所ノ神ニアラサルヘアラサルケレハ三ノ方ニヨスル大春日ノ池ヘニ神ノ社トイヘルハ又天

二月十一月ともに上乃申の日なり延喜式に見えたり

神地祇ニテモ四所ニテモ一シマナサマ祭ニアツカリ玉フ
神ト注セルハアヤマリナルヘシ

入唐大使藤原清河

天平勝寶二年九月丙戌朔己酉任遣唐使以従四位下藤原朝臣清河為大使従五位下大伴宿祢古麻呂為副使判官主典各四人　三年二月庚午遣唐使雜色人一百十三人叙位有差　夏四月丙辰遣参議左大弁従四位上石川朝臣年足等奉幣帛於　伊勢大神宮又遣使奉幣帛於畿内七道諸社為令遣唐使等平安也　十一月丙戌以従四位上吉備朝臣真備為入唐副使　四年三月庚辰遣唐使等拝朝　閏三月丙辰召遣唐使副使已上於内裏詔給節刀仍授大使従四位上藤原朝臣清河正四位下副使従五位上大伴宿祢古麻呂従四位上

爲学生無位藤原朝臣刷雄從五位下、天平十二年十
一月正六位上藤原朝臣清河授從五位下、十三年七月
中務少輔、十五年五月正五位下、六月大養徳守、十七
年正月正五位上、十八年四月從四位下、勝寶元年七月
參議、寶字七年正月在唐大使仁部卿正四位下藤原清
河爲兼常陸守、八年正月從三位、寶亀六年六月癸
亥朔辛巳以正四位下佐伯宿禰今毛人爲遣唐大使
正五位上大伴宿禰益立從五位下藤原朝臣鷹取爲
副使判官録事各四人造使船四隻於安藝国、七年四
月戊午朔壬申御前殿賜遣唐使節刀賜前入唐大
使藤原清河書曰汝奉使絶域久經年序忠誠遠著
消息有聞故今因聘使便命迎之仍賜絁一百疋細
布一百端、砂金大一百兩宜能努力共使歸朝相見
非賒指不多及、寶亀九年十一月乙卯遣唐第
二船到泊薩摩国出水郡又第一船海中断
舳艫各分主神津守宿禰国麻呂并唐判官等五
十六人乘其艫而著甑嶋郡判官大伴宿禰継
人并等入唐大使藤原朝臣清河之女喜娘
等四十一人乘其舳而著肥後国天草郡、寶
亀十年二月乙亥贈故入唐大使從三位藤原朝
臣清河從二位清河贈太政大臣房前之第四
子也、勝寶五年爲大使入唐迴日遭逆風漂
著唐国南邊驩州時遇土人及合船被害清河僅
以身免遂留唐国不得歸朝於後十餘年薨

於唐國

はあこなを　私云イハヘ神タチハ天神地祇ナルヘシ又大船ヨミ王ヘハ住吉四所ナル

清河をさしてのこまつり、あをハちすくしも詞なり皆居の伴なあり清河を錫なり　日本紀忍熊王ニイザナギノヒルツミミヒルツミミト云ヽアザハアサヽ

春日野にいつくみもろの　イツクハイハフナリミモロハ御室

光仁紀云寶亀八年二月戊子遣唐使拝天神地祇於春日山下去年風波不調不得渡海使人亦復頻以相替至是副使小野朝臣石根重修祭也

[illegible]

大納言藤原家郎　仲麻呂ナリ武智麻呂ノ二子豊成ノ子也清河ノ親族ナルヘシ　勝宝元年

これハ魚名か孝　これをハ大納言藤原家にて

入唐使等宴日歌二首　そとして即主人の作之　六字ハ、当乃先ニ作すへきなり

民部少輔多治比真人土佐　土誤作古　歌一首　天雲乃　雲ハ行テハカヘル物ナレハヒニヨソヘテヤカテカヘラムトオモヒソワカスルトハオモヘトモソカレハカナレキトナルスルト云ホウ句トスヘシ

天平十二年正月戊子朔庚子、正六位上多治比真人土佐授従五位下　十五年二月乙巳筑前国司言、新羅使薩飡金序貞等来朝於是遣従五位下多治比真人土佐、外従五位下葛井連廣成於筑前検校供客之事、同六月為摂津介、十八年四月民部少輔、勝寳元年八月為大忠紫微　六年四月尾張守、寳字元年五月従五

[illegible]　又行時モ来時モ其時ハ得ヲ時ト心得ヘシ

き波風よあらず、たひゆくきみをいはふ

於唐國

けるこそを　〔朱〕私云イハ神ク千ハ天神也詠ナレハ乙ト云ニ[illegible]

勝寶六年[illegible]月[illegible]撰[illegible]年五月[illegible]近

[illegible]十八年[illegible]月[illegible]補　勝寶[illegible]年八月[illegible]

續紀[illegible]日六月[illegible]

[illegible]從五位下[illegible]眞人土作[illegible]從五位下[illegible]年[illegible]連

[illegible]國[illegible]新羅[illegible]倉[illegible]年[illegible]遣

比眞人土作[illegible]從五位下十五年[illegible]月[illegible]

天平十二年正月[illegible]朔[illegible]從五位上[illegible]治

部少輔多治比眞人土作　古本作土師　歌一首

[illegible]六[illegible]

入唐使[illegible]

位上、五年十一月西海道巡察副使　七年正月

甲辰朔壬子從五位上多治比眞人土師

授二正五位下一　八年四月文部大輔　式部也　神護二

年十一月丁己從四位下　神護景雲二年正月

爲二左京大夫、讃岐守如故、七月壬申朔爲治部

卿二左京大夫讃岐守如故、寶龜元年六月癸

議從四位上、二年六月乙丑參議治部卿從四

位上多治比眞人土作卒

すみのえにいつくはふりか　〔朱〕住吉ヘノ祝文前ニ見エ

〔朱〕神言カムコトヽヨムヘシ　ネロ

神言とは海をまもりたまふ御神[illegible]

行とも来とも、行時も来時もあ　〔朱〕又行時モ来時モ其時ハ得ヲ時ト心得ヘシ

き波風もあらす、たひらかならんといふ、

国立公文書館
National Archives of Japan

そのくにゝあれといゝしゆゑ也すなはち
はこつくれいつきまつれ神をたむけつゝ
ゆくさきもみれとぞやらん
とあり
荒玉之コテハ清河ヨサカスナル（ヘシ）大使ハ二五年前ヨリ任セラル故ニ次オニアナタチモ近付故ニ月近付トハヨメリ已上三首仲麿家ニテ餞スル時ノミウタナリ
天平五年賜入唐使等
大使は多治比広成といふ人唐へまかれるつかさ八よ
もろこしのことあらはすなはちまうけの使船
海よ入ところ毋のつまかうらうにあり
日の入国てつかはされ 古今ナルヲ當時聞エテアキツクルナリ
りよりしをいはり、日本よりあまよはらりてまを
それをかくいはれり、尚云、分命和仲宅西
私 遣唐使ナラハヨリ住吉ヘ行テ船ニノルト見ヘタリ此三津ハ御津ニテ住吉ノ濱ナル（ヘシ）難波ノミツニハアラナル歟ツシテオクルヽイルヒノイルタニト
日昧谷寅餞納日、日本紀纂疏曰隋書傳

曰大業三年、其王多利思比孤遣使朝貢、使者曰聞
海西菩薩天子重興仏法、故遣朝拝、兼沙門
数十人来学仏法、其国書曰、日出處天子致
書日没處天子無恙云々、帝覧之不悦、謂鴻
臚卿曰、蠻夷既自謂日出處天子不可言大
御主座而ミタヽシテトヨムヘシミタチトヨミテハ古語ニ不叶
唐之所名、大明称謝挙制若、五雑俎云、又
景行紀ー 元用
倭国有日出天子改之日入天子之語、列子周
山海経云ー 元用
穆王篇云、西覲日之所入、希逸曰義云日之所
淮南子云ー 元用
入、弇山也、又云、夸父不量力欲追日影逐之於隅谷
所遣ーヲサルヽトヨムヘキ乎ナクテハ下ニツヽカズ又ハツカハサユトモ
黒吉ノ吾大御 神功皇后紀ー
ともあり
日出ゐたはまくれしともありなん
老人続日本紀等無所見
天平九年それそれの人のきさいつき

そのころくにあれとしうへさかゆ第九よ
はつされいをまれ神をたのみけれ
ゆへさんくとも、みたらつかさん

人皇廿一也　又云令一八古事記欲一遂ニ日欲一遂ニ之由臨谷
天皇王箭云海顔日之不人希遂日義云日之允
舒明天皇日出不可殺之日人天皇之諸翅中西
唐之人之乃大明御奉瑞希進之綱又
盧卿日筆果明曰諮曰出處天皇不可言ニ大
出入日殺處天皇御一義ニ帝覧ニ不流留ニ臨
弟十入來第之法御国之日日出之天皇致
漢西藩天皇日出故令究練白
旧大業三年之日之恩出彼古使之日ニ返

国家　久二ヘ下　元用　第六第九
之際希遊云隅谷日入處也
うしのまいまし、第五第六第九第十七にも
出ちり、かそくらませ、経君れ御神のみこし
まそ万のりおりしまして瑞果むはまつらま
かそくらせたまへやなり
松さ川なりとへなのこれらして
第廿諸人からしをもこほりねのへらつきつるを
とよあらへらんし彼なりゝ媛擬よいせ
おきくつられへ神をそ七てとむ
母ちん住まるはしとせりへん
ともよかり
老人統日本紀等無所見
天をこれそろまへのきいつと

弟足丹と女とも是をうつしつるも
天平これをたゝへのまへしとはけとも
とありそのほかあまたあり、日近厭奴ひら
かくるらぬとものへし、そのまへのきゝをかりふと（ソ子八退ノ字ニハルベキニ近キヲ云）
たかまりおもく思ひを憤きりやとおもひそまへ（ワカモヘルトヨムヘシ）
あらしといふところを今おもふあのをとほそせて
いへり
右件　春日祭神ト云ヨリ以下ノ文ハ八百ヲ云リ　清河カウヒフタニノトヨメルニヲニ似タリ
既満六載之期
孝謙天皇天平宝字二年冬十月甲子勅曰依（氾　天平）
年國司交替皆以四年為限斯則適足労
民未可以化自今以後宜以六歳為限　略取
今こゝは此詔よりはしまりしへはさらにおもす

天平宝字八年七月よりとて今　勝宝六年七（贈貽字イ）（定アケ六年ニテ　宝字五年ナリ）
月より聞かれるはおほそ六年よりなるに六歳とへ
いつゝのこ以四年為限とあるもかゝはらすんは（少納言ニ任イ任中ニ見ヘタリ）
なし
忽値、忽誤作勿（彼心引　彼心サレト云ムカコトシオナリ　将忘ワスラエメヤモトヨム）
荒玉乃（イハセ野上ニ見ヘタリ）
初鷹狩
此ふしとかりは大鷹かりともいふしなかりそ川なひ
ふしかりや小鷹狩よ係のしそれすへくて小鷹狩
とかまてとよりとなるへとかりや、深代也
かりにたりれをとて いつへき織とよれせりと
いへるこのことなや、（便附ツイテナクラ家持大帳使ニナリテノホルナリ　私）
これまうるにいつとをを

けふまた六義といへるは六年に涼しきといひ今
そまはしく六年をとこことをいへり是作者の言ふ也
天さのひさまにいふ務すまひつ
こやこれてふりきこれみえり
たちはれまことをきこひともハ本今は
あすふらもとかなちよ小かわまし
さし侍くらしきれりのまさよう
とまあり

平旦

日本紀にぞみえたるとまり　大領　日本紀下
ことうてしを
君か事迹まて功労れゆとをこやこってやらん

都ニテホメアケムトナリ
乃んあり、たをゆく抱へはまくの具をとりて
てきれはそせて君か行すれわるのしるて
をおりひもちてゆかんとあり

正税帳使家持少納言ニ任セサル先キニ池主カ舘ニ過ハ不慮ニ家持出逢ト一旦
擁誤作捽　恐擁　ワカルトキハ廣縄家持シ君ハ池主之池主カ在ニ不会ン
立而居而　ニテカラヲハ廣縄ヲ待アヌル宴ハカリソメ出合ヌレドワサトムカヒニユキタ
向京路上　ルヤウニヨミナセリ
路誤作洛
三上ナドニテ案シ玉ルヘシ
天ざりあかそちわかけとく
才一壚見津倭国トヨメリ
神武紀云抑又聞於塩土老翁曰東有美地青山四周其中亦有乗天磐船飛降者余謂彼地必当足以恢弘天業光宅天下蓋六合之中心乎厥飛降者謂是饒速日歟何不就而都之乎

いにしへハ、いと善治のことハ、政事をとくなり
国かゝりしてハ、くにをしらして、おはりまし
ま、天下ハりさんなり　才二ツ天治付天之
（天之日继 兼テ此宝ハヨロシキ国鏡速日ノミサタメ至ニ宝フトニ之）
芳來山にておはり　天津日かくのつ宮にてまし
神なりし、上古よりおほしめしたり、天皇をすめらき
（食国ヲスクニトヨム　孝徳紀ーー　不分明 不中庸ノ語歟）
ちかくハ神にあり、あそにたつすへ、すへらぎ
（仙覚同　三之日アテサハワツラスト通ス）
たまひしかも、あまつひつぎをたもちたまふに
（従古昔イニシヘユトヨムヘキ　孔上十五）
やむしよりそりしころもたひられ、まつりの
したまひけ、いはしへよりはるかにきこえ祥瑞
（仙覚同）
をもたゆかれく奏しけりや、又易婢ハ度来祿
久しく上古よりおほしとしつるをも万福くあはせ
（顔延年ー　サイハヒノ瑞相ノアルコトヲイヘルハ世ヲホメムトテナリ）
くいひつましへ、来ハまして、たひくまかれく奏

（朱雀 白雉 白亀等ヲ奉レル瑞ノコト紀ニ見ヘタリ）
しらんすや、これまてしても、のちの御代とし、古方
ぬくハ多きをつくるものや、日本紀ニ拱の字をとて
をつかるにあらは、才大にまことにして、家ハいかて
（日本紀ー）
ろんしたるも見にあらし　書武成曰惇信
明義崇徳推功垂拱而天下治　蔡注曰垂
衣拱手而天下自治　人の心づきたる紀明多を
（申八奏）
つくれるも、无事なりとしつり、吾大皇、吾を謀
て君に仕まつり、秋季のしかいはくに天下紀
ひあらしめたまひ、志ハきこえかり、己をほとよ
めハ、おのかいはくしも、目察を文選にみえあるを
むかしよりうせ多くをひあらしめたまひハ
みなまひあらしめ給ふなり、たとへハ人の才

タトヘハ百官百寮其器ニシタカヒテ職ヲサヅケ玉ヲイヘリ

德をえらひて官をさつけ給ふ秋花の

秋花アキノハナトミヨムヘシ元草ノ花ナリ

むれさくあるをそれくにまかつかさとなる

を愛ていへり秋花ハ春の花をも花とい

へるにおほしていへりさうこうきハ十八史にも酒宴

古事紀

なりけるさうきをうけてけるゆゑといへり

秋時花種尓是ヲアキノハナクサノニアレト、ヨミテハ時ノ字アヘリ種ノ字不足ニ似タリ

為壽左大臣

詞ハクダクシニシキヤウナレドアキノ秋ノトキハナクサニアレトヨムヘキ

秋草ノ花ノヲ見合テソレノミヲワケ玉フコトノニヘノヲミ玉フナル

酒壽　新儀楽記

師古云凡言為壽謂進爵于尊者而献無疆之

壽（ヲサカホカヒ／コトホキ）共日本紀　祝の字をかくよめり

ほかひといひハ酒祝のこゝろやことほきハ言祝

世ニ云ヨリ家持京ニノボリツキテヨミ或ホクノ所

なりことほきともいへり

サス所難知

いましへきまらうとにて

私ニイニシヘニト云ルニヨリテ武内トモ心得ヘケレド

此ニハヨリノニカナフヘキニヤ

大王ノ王飛鳥井本ニ水戸本主ニ作テオホキミト点セリオホキミヨリハオホ臣ナレハナリ

これにし武内宿祢のことをあやまり太臣と

銅四年正月叙従五位下天平元年三月叙正五位上

月叙正四位上十一月兵部卿

月左大弁八月任参議三年

西海道節度使寶字元年六月左京大夫　同

紀大貴六年四月大蔵卿九月右京大夫十一月

二月大宰帥八月叙従四位上五年九月兵部

兼參議十八年九月常陸守天平勝寶元年

從四位下同十月右大弁十六年九月兼内

官従三年〇参議從四位上紀朝臣十二年正月三日

同年七月丙申散位從三位紀朝臣飯麻呂薨

淨御原朝大納言贈正三位大人之孫平城朝式

部大輔正五位下古麻呂之長子也仕至正

古事記

なりけりとみきをうけてけりゆるとハいへり

為壽左大臣（秋時花種尓是ヲアキノハナクサニアレト、ヨミテハ時ノ字アマリ 種ノ字不足ニ似タリ）

師古云凡言為壽謂進爵于尊者而献其壽之（詞ハクダクダシキヤウナレドアキノ秋ノトキハナクサニアレトヨムヘキ 秋草ノ花ノ見合テソレゾレニミワケ玉フコトクニトヨミ玉フナム）

酒禱 新儀式

壽（ヲサカホカヒ コトホキ）共日本紀 祝の字をかくともあり

けふのいはひハ酒祝のこゝろや ことほきハ酒祝（此言ヨリ家持京ニ帰リツキテヨミ或ナク所ニ）

なりことほきとも云り（サス所難知）

いまゝまつらるゝとて（私ニイニシヘニトイフルニヨリテ武内トモ心得ヘケレド 此ニハヨリニカナフヘキニヤ）

これハ武内宿祢するとのみまやわか大君と（大王ノ王飛鳥井本水戸本主ニ作テオホヌシト点セリ オホキミヨリハマサル（臣下）ハナリ）

（才五ワカヌシノミタヘヒデトヨメリ 君ハ左大臣之 三代ハ元明 元正 聖武ヲサス）

ハ左大臣をさしていへり 才十三首ハ史君をさして

（七代ハ幾代モトイハムカ如シ）

よろすあるつきみよりいさんやりとハ萬代主

（私 三代）

なれたかくハいふなり 七世まうさわれハ七代の

みかとにつかへ政を執申たまへと祈り

紀飯麻呂

天平元年八月外五位紀朝臣飯麻呂授従五位下 五年三月従五位上 十二年九月藤原朝臣廣嗣叛以従四位上大野朝臣東人為大将軍従五位上紀朝臣飯麻呂為副将軍○委東人等持節討之 十三年閏三月従四位下 同七月右大辨 十六年九月畿内巡察使 十八年九月常陸守 天平宝字元年二月大和守 七月従四位上 五年九月大宰大貳 六年四月大蔵卿 九月右京大夫 十一月西海道巡察使 宝字元年六月左京大夫 同月右大辨 八月正四位下参議 三年六月正四位上 十一月義部卿（刑部） 河内守 如故 四年正月美作守 六年正月従三位

徳をもちて あゑふしきひてまゐりて秋花の
タトヘハ百官百寮其器ニシタカヒテ職ヲサヅケ玉フイヘリ

むれをはしあらそはれくまいりことくなる
秋花アキノハナトミヨムヘシ元草ノ花ナリ

を捕そいへり、秋花は春花をまさるといへ

へるにあたり。さうらつき八十八ケ年も酒宴
古事記

なりはつるつきをうけてはつゆるとてもいへり

為壽左大臣
秋時花種尓是ヲアキノハナクサクニアレト、ヨミテハ時ノ字アマリ種ノ字不足ニ似タリ
詞ハクダクシキヤウナレドアキノ秋ノトキハナクサニアレトヨムヘキ
秋草ノ花ヲ見合テソノミワケ玉フコトクニヘヲミ玉フナリ

酒禱 新儀楽記
師古云凡言為壽謂進爵於尊者而献無疆之
壽ヲサカホカヒ ニユトホキ 共日本紀 祝の字をさけてよみ

はつるひしハ酒祝乃こゝろや、こゝてあさハ禱祝
此ニ云ヨリ家持京ニノボリツキテヨミ或スナク所

なりとこころさもいへり
サス所難知

いまはへまかりてゆくへて
私ニイニシヘニト云ルニヨリテ式内トモ心ヘケレド
此ニハヨリニカナフヘキニヤ

これら武用者称るやことのまかりやおかたれまくと
大王ノ王飛鳥井本氷戸本主ニ作テオホヌシト点セリオホキミヨリハサルヘ臣主ヒハナリ

授天平四年正月叙従五位上十三年正月叙従三位(?)
月叙従四位上十二月兵部卿(?)勝寶元年閏
月左大辨八月任參議三年六
西海道巡察使寶字元年六月右京大夫同
大貳六年四月大藏卿九月右京大夫十一月
二月大和守八十月従四位上五年九月大宰
巡察使十八年九月常陸守天平勝寶元年
従四位下同十月右大辨十六年九月畿内
副將軍○參議式部卿(?)十二年閏三月
同年七月丙申散位従三位紀朝臣飯麻呂薨
淡海朝大納言贈正三位大人之孫平城朝式
部大輔正五位下古麻呂之長子也仕至正

四位下右大弁参議従三位一病久不損上表乞
骸骨詔許之　寛平元年まてそ右大弁とハ侍
られたるをさてまへ拾遺をかける頃、すへ右大
弁を経られたるなるや
まなこもなうまちにもちて　當座ノ哥ニアラス
米十四年ハきこへ杖とりなめらかにつかれてあつ　仙覚　ツカヌルハ二キルナリ
抱られたる、まなこをとふり、左右は
袖中ニ万葉五巻抄序
あはもよい紀の関なるたつのゆき
ゆき可行くありへるところ
立去奴去ノ字之ニ作ル由仙覚校本ニ見エ亘タヽシヌ可用数衣同タチイヌト云ヘハ立出又ヘタヽシヌハ古語ニ
関守人不
いそのをかくし、ぬしてきのちとりからるて
可限君ト云ハ天子ヲ帝恭仁都ヨリ棚倉ヘ狩ニ出タヘフシヨメルニヤ
はたつちらとへいふまし、なやうにありふかくまちてもち
ますくもつきてるなり、たまくてへ山城　此時ハ
恭仁都ナレハツヽキ郡ニ叶ヘリ後ニハタヽクラ也ト云リアヤニシレリ

乃国よありし延喜式云山城綴喜郡棚倉孫神社大月次新嘗　第九神名上
船王ハ舎人親王ノ子ニテ廣才ノ人ヽ前ニ見エ
明日香川こゝろかへきまくて
これも浄御原　又より藤原京　又まてこそかはり　三代実録才二ーヒコノ
藤原よりならへうつりたまひて後浄御原の
又にたちへ給けるへのよみけるなるへし　清達ハ
よそこうけれることのはなくもそれてとハよる
次才く二近都ノイアルハナリ
なか、ま一歩まゝ明日香又より平城へうつり
ゆくもまた河、志貴のみこ御歌
たをやめの袖ふきかへしあすか風
都をとほみいたつらにふく
藤原京より平城へうつりゆく時に付え
明日香の御歌

[illegible]
[illegible]
此二首を[illegible]

中臣清麻呂

天平十五年正六位上、特進外従五位下。同六月丁酉、為神祇大副。十九年五月尾張守。勝宝三年正月従五位上。六年四月神祇大副。同七月左中弁。宝字元年五月正五位下。三年六月正五位上。六年正月従四位下。同十二月乙巳朔癸(亥)参議。七年正月甲辰朔壬子、左大弁。同四月為摂津大夫。八年正月従四位上。同九月正四位下。神護景雲三年正月授勲四等。同十一月戊午朔庚辰詔曰、神祇伯正四位下大中臣朝臣清麻呂、其心如名、清慎勤労、累奉神祇官、朕見之識、宥表寡、是以天皇表曰、其人如名、特授従三位。

二年二月中納言。

三年六月丁酉朔乙卯詔、因神祇之大中臣、而中臣朝臣清麻呂両度任神祇官、供奉无失、是以賜姓大中臣朝臣。

宝亀元年十月己丑朔、正三位。

二年正月乙未朔辛巳、大納言正三位大中臣朝臣清麻呂為東宮傅。

同二月癸卯、右大臣暴病、詔摂行大臣事。

三月戊午朔庚午爲大夫從二位
十一年四月辛巳勅依前國邑久郡荒
廢田一百餘町賜右大臣正二位大中
臣朝臣清麻呂
天應元年六月戊子朔庚戌右大臣正
二位大中臣朝臣清麻呂上表乞身詔許
焉因賜几杖延暦七年七月癸酉前右大臣
正二位大中臣朝臣清麻呂薨曾祖國子小治田
朝小德冠父意美麻呂中納言正四位上○細字
行状具見于續日本紀卷之十九卷至上
朱云清麻呂歷事數朝爲國舊老朝
儀國典多所諳練在位視事雖年老而精
勤匪怠年及七十上表致仕詔弗許今上即位優
重乞骸骨詔許之薨時年八十七大中臣と云ふ名は此人より始まれり 常ノ伊勢ノ神主ニテ定リタルコトニ
かゝれつましくれのつねか
こゝれのよれつ鶴くあるすらの
當時臈梨黄葉
第十ま
しくら葉のまなひきえけしさへれとも
はちりしの本をえらかはらん
霧雨あきさゆふへの秋とせり
ここらはなつまれしの本も
唐陸亀蒙詩曰村邑紫苣花延次崖上家探
葉戦初壬申年之乱天武天皇元年也
壬申ハ天武天皇白鳳元年也懐風藻云 天武天皇元年
平定詩曰 此昭ノ奇之

おほきみハ神にしませハ
廿之廿六丁
ちはやふるきハ神にし海也ハ天雲の
いかつちの上にいほりせるかも
すめろきハ神にしませハ古丹乃こ
あさ山井に海をなれるかな
あのゝる里ハあれとも大君の
しきたへはしひとこともなかりける
赤駒のはらはふ田井とハ、源田をを都となすを
腹婆布ハ匍匐也 又玉篇云
駒ノ足モスキ渇スハカリ泥田ニテモ帝ノ御威光ニテハ則時ニ都ニナシヽトナリ
そこなりけり、
天武紀上云是日三輪君高市麻呂置始連兎 元年七月
當上道戍于箸陵大破近江軍而乗勝兼
断鯨軍之後鯨軍悉走多殺士卒鯨
乗白馬以逃之馬堕泥田不能進行則
将軍吹負謂甲斐勇者曰其乗白馬者
廬井鯨也急追以射之是甲斐勇者馳追
之比及鯨急鞭馬馬能抜以出泥即馳之得脱
大将軍贈右大臣大伴御行 安麿ノ兄家持ノ祖父御行ナリ
文武紀云大寶元年春正月乙亥朔己丑大納
言正廣参大伴宿禰御行薨帝甚悼惜之詔
直廣肆榎井朝臣倭麻呂等監護喪事遣直
廣壱藤原朝臣不比等就第宣詔贈正廣弐右
大臣御行難波朝右大臣大紫長徳之子也
壬辰廃大射以贈右大臣喪故也

ゆゑのすゝきをまねきをと
すゝくはおつまりなり、此十一にありしけるとて
此歌といふ家に、多集とかけり

ミヌハ水沼十三前ニ同ジ
右キクニシタカヒテ去付ルニ

大伴古慈斐

天平九年九月己亥、従六位上大伴宿祢祜信備
等授従五位下、十一年正月従五位下、十二年
十一月従五位上、十四年四月河内守 祜志備
授正五位下、十九年正月従四位下、勝宝元年十一
月従四位上、宝字元年六月土左国守大伴古慈斐
依流任国、宝亀元年十一月己未朔癸未、依本位
大伴宿祢古慈斐授従四位上、同十二月丙辰
大和守、二年十一月癸未朔丁未、正四位下、六年
正月乙丑朔己酉、従三位、宝亀八年八月丁酉、大
和守従三位大伴宿祢古慈斐薨、飛鳥朝常石頭
贈大錦中負之孫、平城朝越前按察使従四位下
祖父麻呂之子也、少有才辨略渉書記、起家大学大
允、贈太政大臣藤原朝臣不比等以女妻之、勝宝年
中累遷従四位上衛門督、俄遷出雲守、自見疎外、
意常鬱々、紫微内相藤原仲麻呂誣以誹謗、左降土
佐守、促令之任、未幾、勝宝八歳之乱、便流土左、天皇
宥罪入京、以旧老授従三位、薨時年八十三、

同三月具六ニ有之但日六ニテ少シ差スヘキ了

聖武紀に祐信備とかけりをおもふに小錯とて
ん所なかるへし

胡麿

副使胡麿ハ上ノ藤原清河大使ノ時ノソヘ使ニ清河ハ帰朝セズシテ唐ニテ
薨セラレケレバ胡麿ハ紀ニ斗ニ船薩摩ニ漂著セルヨシナレバソレニノリ
テ帰朝セラレケルト見エ

天平十七年正月己未朔乙丑、正六位上大伴宿禰古麻呂授従五位下。勝宝元年八月左少弁。三年正月従五位上。六年正月入唐副使従四位上大伴宿禰古麻呂来朝、唐僧鑒真法進等八人随而帰朝。イ歟 同年四月左大弁。同月正四位下。宝字元年六月兼左大弁正四位下大伴宿禰古麻呂為兼陸奥鎮守将軍。同月為陸奥按察使。同月下獄杖下死。此集第四巻に大納言旅人の姪なり

かくはいへともゆかすありけりして
わかれを惜みすゑ、ゆかぬ人なり、是とは皆是のそすを
又得ニ假ヲ勤メウルニ
御酒奉ル八神ナラテモウマ一ニヒテカクヨメリ
よくこそのみつるなり

うちもえうし庭中もなかりし
一ニスラタケヲハ蓋ク荒キ武雄ノ重詞ノヤウニ聞エ
仙覚抄云アリキタルアトニハ三日ハ家ノ庭ハカスツカフ樹ヲミスト云フノ儀ニ云ヘ
昔よりかくいひなれてきたりけるをなし、此歌もうらと
私云小学云――師説ノコトク妻ノ三日ニアヘテ入ハ異氏カ後ノ注ニ叶ヘリ
いへれは妻乃家にはあらはれ旅人といふ人とそられそ
もかりすけに倚りあひいふよとそひてはいふよしおりひてなり

高麗朝臣福信　官位昇進次第見六ニ有之 天平十五|

右件此席ニ家持居ラレサル故ニ傳ヘ書トミエタリ

福信之音に讀へし。延暦紀云、延暦八年十月乙酉散位従三位高倉朝臣福信薨。福信武蔵国高麗郡人也。本姓背奈。其祖福徳属唐将李勣抜平壌城来帰国家居武蔵焉。福信即福徳之孫也。小年随伯父背奈行文入都。時与同輩晩頭往石上衢遊戯相撲。巧用其力能勝其敵。遂聞内裏召

令侍内竪所自是著名任右衛士大志稍遷
天平中授外従五位下任春宮亮聖武皇
帝忝加恩幸勝寶初至従四位紫微少弼
改本姓賜高麗朝臣遷信部大輔神護
元年授従三位拝造宮卿兼歴武蔵近江守寶亀
十年上書言臣自投聖化年歳已深但雖新姓之
栄朝臣過分而旧俗之号高麗未除伏乞改高
麗以為高倉詔許之天應元年遷弾正尹兼
武蔵守延暦四年上表乞身以散位帰第
薨時年八十一　寶亀年次追考ヘシ
二月
勅孝謙天皇之
そらみつやまとのくに
此ニ云ハ思フニ遣唐使難波ニ下ル時勅使ヲ以イハヒテ酒ヲ給フ　古第十九ヘシ
四船ハ大使副使判官主典なり　かへりこと申さん日に

床座トコニヲルトヨムヘシ　座ハ坐ル
第六に天平四年に聖武天皇酒を節度使　都波等ノテニヲハノ字古書皆細字ナリ
古ヘヨリ如此アリト見ヘタリ
つかはす時乃御製の長歌のそへし　かへり
鎮在シツメタルトヨムヘシ
こん日あひのまん酒そこのとよみきハ
ちりうけ　裾スソトヨムヘシ　水校本
古来イハヒテ木綿ヲ裳ノスソニツケタル丁有ト見ヘタリ
木綿のことなり、志てハゆふを裳のすそに
つけまひていはひしつゝまつれ里、神功皇后
の鎮懐石の第五にミえ、神功紀そにお
もひあハすへし
とう木乃ソやつさくに
第一第三第六にもかくのことくよめり、鳴山ハ
あらたまの橘、鳴山ハ第六に京の詠乃志まの宮なと
枚根ノタエルコトナク　古事記　第三　松カ子ヤ遠クナシクトヨメリ
よあらためり第九第十にもありて下にも志まむ山まて
所知シラサムトヨムヘシ

豊宴 新嘗會ヲ毎年十一月ニ行ハルヽヲ云歟又宴ノ一字ヲモトヨノアカリトヨメハ
常宴ヲモ云ヘシ 私云袖中抄校本トヨノアカリノコト爰ニ可引 又アカラメルトモ

とよのあかりとはあかうし熟すといへり日本紀に熟乃字
をあからむともあり、延喜式の御製に、紫の衣を 皇極
楼にもえて、ろさりのなかつえのあかれるをとめと
らせかきまつりうすにや身十二にかくわしのうすの 髻華又鈿共 日本紀
むかしよりふゑるえちり、ひもとくさけてハ、身わにも
心ノユタクトアルヲ云
ひもときさけて立いつつきちん、とゝめき身九もしられ
みをひもとのをそこえて家のことさけてそあそふとも
わりさふるなり、欽明紀云、邦ハ王宗襟纏、常恬悦自
安句除疑惶 ちよせほきといへ千年といふなり、
日本紀に、祝乃字をほくとよめり、延喜式第八大殿祭
祝詞云、言壽 古語云許止保企言寿詞如今寿觴之詞 十八もし出下つもち
とせほくとよめり、神代紀上云、遍徧廓天底國上

詔于天にあつくハられしみてあつしふなり、日本紀第一云、何
天細女命、噱樂如此者乎、同十四雄略紀云、皇太后祝
之皇悦、歓喜盈懐、續日本紀第二十六云、高野神護
景之年十一月戊午朔庚辰、詔曰、今勅久、今日方大新嘗
會乃豐明聞日仁在、○由紀須伎二國乃獻
礼流黒紀白紀乃御酒乎赤丹乃保多末倍恵良伎
須賣呂伎能 ミセアキラメハ万代マテモサカエオハシマスヘシト令見明メ玉フナリ
常毛賜酒幣乃物乎賜利以天退止為天那毛御物賜方久宣 タツトシノハ立年ノ毎ニナリ
天皇ハ孝謙天皇ノ大納言ハ仲麿ノ

澤蘭
和名集云、陶隠居本草注云、沢蘭 和名佐波阿良々木 一云阿加末久佐
俗ニヒロ子トモ云ル由和尓雅ニミエタリ
生沢傍、故以名之、文選謝霊運游南亭詩、沢蘭漸
本草云
被徑、芙蓉始發池、又既藉詠懷詩云、皐蘭被徑路
延喜式典薬式云、大和国二十七種、澤蘭十五斤

孝元記
顕宗記

抜誤ノ抜 佐々貴山君、雄略紀云、近江狭々城山
君韓帒(カラフクロ)言云々 續日本紀云天平十六年八月乙未佐抜
蒲生郡大領正八位上佐々貴山君親人従五位下
并絁倉封五十戸絁一百疋布二百端綿二
百屯銭一百貫 神前郡大領正八位下佐々貴
山君足人正六位并絁四十疋布八十端綿
八十屯銭四十貫 斯二人並伐除紫香楽宮
辺山木故有此賞宴 猪寶七年五月卯古
上至皇崩○佐々貴山君親人為造役夫
同延暦六年四月乙卯朔戊寅従七位下佐々
貴山公賀比授外従五位下 延喜式云近江国
和名
蒲生郡沙々貴神社 命婦 ヒメトチ ヒメニテキミ 廿日本紀

命婦はこれ何ら佐々貴山君なりし親人
のむすめなりけるや
誦スルハ御製ヲ命婦藤原ノ家へ持参シテ誦スルナリ
此里をつまで來りやおく
此のまへおつきてよく來るやまいん家持まうでて
この御使したりけるに君がつゞくるうたのうたなや
ハヤナリ
十一月八日 此下ニ太上天皇四字脱シタリ 且六ニ八有判 聖武天皇ノ位ヲサリ玉ヒテオリヰノ帝トナラセ玉フトキナルヘシ 橘紹臣ノ
雖ヲ玉ヒシハ天平 ── 天平勝宝二年ヨリ前ニ朝臣トイヘルハ誤レリ此頃ノ宿祢ナリ
よみのうたこれたあらしを
左大臣のおほきかたの御使してはたちおれ
しめさりしがのちに御使して八年へても
まうしとおほしめしけるにや年まてもきれず
一タヒ三タヒヽヒテハノチノ事ヲモ叶ヘシ玉ハムトオホシメストナリ
此あかはすらしかみはいねやそうれしきかのち
ひとさかもとれおほよおり
むかしよいかにしれやとこと

和名―

これとよそれ我劔袋よろへしにかてまつらん也、十字よ

私云イヤシキハ弥醜ナリ オホナニニサスタカムコヤノシキヤトヨメルシキヤハ醜屋ナリ 歳ハ

おりふへこんとしるをせいやてしらう

哥ト合セテオモフヘシ

きひらう庭よまひしつましを

第六十

かねてより君か方にはと志りまませい

門よとやうきもむしうましを

卅十八

松影乃 大和物語― 影ハ蔭ナリ通シテ用浜辺ハ此左大臣ハ井手ニ住居シ玉

およつまいしおほをみきこれ

こふねころんとかれてしうをさん ヒヌレハ海辺ニアラス泉ノホトリナルヘシ亭

天地よみのしてしそ 主ノ弟ヲウケテヨメリ

九上天皇をも日よ喩へたてまつりて左大臣の亭

足之暁而本ニ イカ、上ニモオキタラハシテトヨメリ コ、モタラハシテリテトヨムヘシ

にて照る影をも松へ方を川にうよせていうり

天子ノ御威光ヲイヘリ

伎座婆可毋キ イヘセハカモトヨムヘシ 歳ヘ行幸シオハシ一、セハカモナリ

たのしきかりとん天てら御神の天照るあを

楽伎 小里タノシキヲサト、ヨムヘシ小里ナル花摘ヲ祈ヨチテトオ四ニヨメリ 小里ハ井手

けさせたまひけん時すもののやうにらふくあるし

里ヲイヘリ

こく辰うと彩り

新嘗會 神代紀上― 釈紀― 用明天皇―

令義解 職員令云 大嘗 謂嘗新穀以祭神祇也 朝者諸神之相嘗祭 夕者供新穀於至尊也

神祇令云 凡大嘗者每世一年 國司行事 以外每年所司行事 謂所司者左京 諸頭祭事者也

およそ大嘗会のことは 朱一代に 和銅之年

の文明まての清製に 延喜式などを引てあり

く候ありし清一世に一度行わるを大嘗会といふ

每年行はるは新嘗会といふ 十一月中の寅

日より始まりて卯辰巳日にわたり 諸神

をまつらせ給ひて巳の日に五位以上に宴を賜ひけり

午乃日を職する六位以下の宴はあり

天地与 大宮ニハ大ニ主ノトニトニトヨ通シ用ル前ニ多シ 宇礼之伎 統日本紀―

和名ー
これをよしれ此割裂まつくしにてまつらん也十つよ
私云イヤシキハ弥醜ナリ　オナニサスタカムコヤノシキヤトヨメルシキヤハ醜屋ナリ　笈ノ奇ト合セテオモフヘシ
おりつへきんとしをせハやむしむら
をひらの庭よまつしうましをを

第六十七

かそうりのきさき方にんとなりませへ
門よとやこともむしうましを

第六十八

あらしまの玉しら浦をたさこられ
松影乃　大和物語ー影ハ蔭ナリ逼迫シテ用浜辺ハ此左大臣ハ井手ニ住居シ玉
こふねこらんとかりてしなをせん
ヒヌレハ海辺ニアラス泉ノホトリナルヘシ亭
天地よかしてして
主ノ寿ヲウケテヨメリ
ちよ上天皇をも日よ喩たてまつりてたたへの亭
足之照而本点　イカヽ上ニモオキタラハシテトヨメリ　コヽモタラハシテリテトヨムヘシ
に照成勢伝を給へるを御法よよせていへり
天子ノ御威光ヲイヘリ

伎座婆可毋　キイヘセハカモトヨムヘシ　笈ヘ行幸シオハシヽセハカモナリ
たのしきこともありとも天てる御神の元服をあ
楽伎小里　タノシキヲサトヽヨムヘシ　小里九花橘ヲ折ヨチテトオ四ニヨメリ　小里ハ井手
ゝつゝいつゝへり
天比……　続日本紀
年の日の御六位以下の宮に給ふ
……
毎年……神……
……十一月中丑……
……

大納言巨勢朝臣　当集大納言ヨリ以上ニハ名ヲ不記ト見ヘタリ
奈弖麻呂なり　勝宝五年三月辛未大納言
従二位兼神祇伯造宮卿巨勢朝臣奈弖麻呂
薨　小治田朝小徳大海之孫　淡海朝中納言

[illegible]之子也

天ちらも いかつ綱にす　卅八助語ヽ国家ヲ綱ヲ以テカタメルノ意歟　五百八字ノニヽナリ

延喜式云　文選本中沖蜀都賦曰蓋聞天以日月為綱　日ノミツナトイヘル日月ヲ為綱ト云ニ叶ヘキ歟　延喜式オ八

舊事紀　地以四海為紀大嘗宮造ニ[illegible]綱を[illegible]

又　貞観儀式　又　イカサ下綱ハ物ヲ引ヨセ又ハサカヒラヘタテツル

[illegible]日月[illegible]綱と[illegible]

モノナレハ由縁ノアルナルヘシ新嘗會ノ時ナレハ大嘗會ノコヲ思ヒ合ヘキナリ　點地ノ時ノコトナリ

[illegible]

江次第云　爰ニ六不叶歟又於即位ノ時石ミツチヲ付テ引コアル由説アレ𪜈例也ナキヲシ

似古奇　石川年足　オ四　オ六　ニモ　新古ノ沙汰アリ今聞ワケカタシ

天平十一年六月甲申出雲守従五位下石川朝臣年足賜絁三十疋布六十端正税三万束賞善政也○十二年正月従五位上、十六年九月甲戌正五位下石川朝臣年足為東海道巡察使　十八年四月陸奥守　同月癸卯正五位上

同九月為春宮員外亮　同十月為左中弁　十九年正月丁巳朔従四位下　同三月春宮大夫、勝宝元年七月従四位上　八月兼大弼（紫微）　五年九月授従三位為大宰帥　宝字元年六月神祇伯　同月兵部卿神祇伯如故、二年八月朔正三位　四年正月御史大夫、六年九月乙巳御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勲十二等石川朝臣年足薨年七十五詔遣摂津大夫従四位下佐伯宿祢今毛人信部大輔従五位上大伴宿祢家持弔賻之年足者後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曽孫平城朝左大弁従三位石足之長子也率性廉勤習於治體○云々之間唯書是悦、宝字二年授正三位御史大夫時勅公卿各言意見仍上

儀式他別式二十七卷各以可改繫古本日注未詳竹取之援用處

くろきしろきを（キハ三キノ略也又同一字二テ云ニキヨメリ時モアルナリ黒キハ灰ヲ入白キハ不入ナリ）新嘗會ノ

大嘗會乃神酒に黒酒と白酒とあり世に黒紀

白紀といふに似たり 延喜式卷七云凡舂黒白

酒料米者造酒兒先下手次依女等舂稲然後

井神次祭竈神始醸酒日亦祭酒神亦祭所

須甕（モタヒ）四口𤭖（サラケ）四口云々 卷四十造酒式云新嘗

會白黒二酒料官田稲二十束（束内所在）○云々又云

二造酒各米一石（合女丁舂 官田稲）以二斗八升六合為

糵（ニヤシト）七斗一升四合為飯合水五斗各等分為二甕

得酒一斗七升八合五勺熟後以久佐木灰三升（採作）

（生氣方本）和合一甕云々称黒貴其一甕不和是称

白貴 宮内式云凡醸新嘗黒白二酒者毎年九月

二日省与神祇官共赴造酒司卜定酒稲国郡

訖省並以奏状付内侍奏了下知官符

仰下（之料田 官田稲）江次第十新嘗會次第云内膳

入自月華門供御膳○次供御飯（侍從 銀鈍）給侍臣飯○

御膳時々應之供白黒御酒（供八度 各四度）次給同酒於

下（各下給稱名給 已拘飲之）三献式詳于次第（和名日）

文屋智奴麻呂

勝寶六年四月従三位文室真人珍努為採得

大夫（姓氏録）

何山ふてれる橘（アカル橘）

おちかへりまちかもみつらむ蓬莱のまちもらへし

（橘ハ大嘗會ニモ用ユ式云 新嘗會モオナシカルヘシ）

（ソテ）神さりてはさけりそのま
神されては無措のふところあたりけりしく新学云
まてはかなかりぬやうにすゆれとも洞下の垂柳の
なりも、梅をのこしとまありは白日の典に梅
柳をと植しられたりけり、
江次第云十一新嘗會装束後第云紫宸殿位
南去三許丈梅立舞臺之時（不作音樂／木立）其上鋪薦加
東西置絃子其四角三面樹梅柳 西東南小
面懸直帽（帽 カフ）額（不隠） 繝繧 背十に
いつしかもこれ梅のまけんうこひその
本はひちゐ梅のみこん
（花 ミニトノコレタルテニヲハイザワカソノトヨメハユカムトスルコトノヨミタルナリ）

藤原永手（作平 手誤）

天平九年九月己亥授従六位上藤原朝臣永手
従五位下、勝宝元年四月授従四位下、二年正月従四位
上、四年十二月大倭守、六年正月従三位、宝字元年
五月中納言、七年正月兵部卿、八年九月正三位、神護
元年正月授勲二等、二年正月任大納言、従二位、為
原朝臣永手為右大臣、同月幸右大臣第、授正二位、
室正五位上大野朝臣仲智従四位下、十月癸未朔壬
寅左大臣、神護景雲三年二月壬寅授正一位、宝亀元年
十月己丑朔正一位、十二月賜山背国相楽郡出水山
二百町、二年二月庚子車駕幸交野、辛丑至難波
宮、参卿左大臣暴病、戊申車駕取龍田道還竹
原井頓宮、節幡之竿無故自折、時人皆謂執政之没

[illegible]以下卅三人之[illegible]藩之年之政自此以入宮[illegible]

宰参議[illegible]大[illegible]車[illegible]幸交野[illegible]

二百四　二年十二月庚子車駕幸交野[illegible]

十月己丑[illegible]十二月[illegible]上[illegible]国[illegible]山[illegible]

寓光大[illegible]年二月壬寅[illegible]一位　寶亀二年

宮[illegible]上大[illegible]十日[illegible]

[illegible]来[illegible]大[illegible]

之年[illegible]善　四三年[illegible]

[illegible]中[illegible]己年[illegible]大年九月[illegible]

上同年十一月大[illegible]年[illegible]

従五位[illegible]年[illegible]月[illegible]二年[illegible]月[illegible]

[illegible]六年[illegible]九月[illegible]上[illegible]

之徵也、己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、時年五十八、贈太政大臣房前之第二子也

私云霊異記可考合

元亨釈書第二十九拾異志云、寶亀之年、大傅藤永手薨、其子木中太夫病、醫治不効、乞法救一比丘、々々焼香持誦、于時木中託曰、家々永手也、家生平仆法華寺幢、又或人[illegible]八角七層塔、我々其減造四角五級、由此墮地獄、身抱火柱、手釘火釘[illegible]、王家大烟充塞、王驚問傍人曰、日本国藤原永手子病、咒師焚香持誦、之烟及此也、王乃赦家[illegible]於土、命我屍已焼、無所寄屠、某告耳言已病愈

光仁天皇乃[illegible]

まだかうつしるをそのつくりし飛鳥なりしつら
人もみな行のならびて河原左大臣の豊宇治
天皇にまゐりてなをを行りて七大寺の諷誦
をおこなはされける例もあれはなかりけり
ゆしめ
あしひきの山下ひかけ　永手く方近方ノヤウニ見ユ
新嘗会たに諸の人〈小忌衣をきて〉日蔭
宇倍ハ上ナリ日蔭ヲカツラニスル上ニゴトサラニ梅ニ贄セムヤトナリ
をかざるや日蔭のかづらをかけて
けるゆゑをたつねつかはしける　神代紀上云亦以天
香山之真坂樹為鬘以蘿　蘿此云比舸礙　為手繦　手繦此云多須
枳云々和名集云日本紀私記云為鬘以蘿　私記云比加介
加都　唐韻云蘿　魯何反　女蘿也私云一名兎絲　又云

使訳自巡省量状黜陟其徒罪以下乃決配
以上録状奏上若有異條隨事而記
言奏之上　丙午補案察使典　同年三月已
巳改案察使典号記事　乙亥按察使所奏
巡行属国之日案察使給公廨　天平六月乙酉太
政官奏言国郡官人漁猟黎元擾乱百姓
故置道按察使糺弾非違粛清奸猾既定官位
宜有料禄請以按察使准正五位官給禄并
公廨田六町仕丁五人記事准正七位官給禄并
公廨田二町仕丁二人並折留調物使給之
詔曰朕之股肱民之父母独在按察其務
繁多辞理加禄一倍使以当土物准度給之

また少りしるをとりて紀飛鳥なりしつゝらまま
人とハみて行かれて河原左大臣の塩竈
天皇にまゐりて西行てりて七大寺の風俗
をわりひやされたる例もあれたれ侍るなりとこり
侍りし也
ましのきて山ト人ひらけ　永手ノ前近ニアリヤウニ出ス

按察使

養老三年秋七月庚子始置諸按察使○云々　林王ヲ十七ニ見ヘタリ　奈良麿呂ハ諸兄公ノ嫡子
其管國司若有非違及浸漁百姓則按察
使親自巡省量状黜陟其徒罪以下断決流罪
以上録状奏上若有声譽條所部内肅清者記
茂名以上　丙午補按察使典　同年二月己
巳改按察使典号記事　乙亥按察使向察
巡行属國之日宜給傳食　六年六月乙酉太
政官奏言國郡官人漁獵黎元擾乱朝憲
故置按察使糺弾非違肅清姧詐既定官位
宜有封禄請給按察使准正四位官禄其
公廨田六町仕丁五人記事准正七位官禄并
公廨田二町仕丁二人並折留調物使給之
詔曰朕之股肱民之父母獨在按察寧不務
數以辭臣加禄一倍使以當土物准度給之

能登河乃後にハあはなん

登としゐしとあるゝれハ能登としいふをうけて後と

つけたり能登河ハ添上郡のものなれハ春日なり

能登川の水底さへにてるまでに

みかさの山ハさきたるかも

身にも後瀬の山の後にもあはんと君をことよせにし

何しかハしはしも別れらるゝかハのこれあへ

もとをいひてのこりをいへて知るへし

立かへりてつけさん　アルカハ有哉こ

さかなるとハ此林の国のあたりにいへともここにいへ

るハ大和国なる磯城郡あり欽明天皇の宮居　同林（大和ノ）

に磯城嶋の金刺宮とそ有しところなり後には宮

うし敷島やまとの山かとよめるも大和のこゝ

ろなりやまとにハにほふところや大和ハ豊葦原の国

のよれハあるれなる国のあらはしをいふなり

ふれしくハ同しことはれハおなしくいひてこれハ

ていひてあらはさむとかへりてそ猶さんとや

第五ニドノシクトイヘル同アレバコトトハタカヘリワレモクト言心ニ叶ヘリ

京少進　叔ウチノ人々し

右京ハたかはれたかはれ叙されたり脈てあるへきや　官本作右ニ

石上宅嗣　白雪能

勝寳三年正月正六位下より従五位下宅嗣授

イキノシニモフトヨムヘキ欽右大臣此下ニ橘諸兄ノ三字アリイキノシニスルト結句ヲヨミカヘスモノ如クセヨトイヘル右大臣ノ心ハカリカタシ此家持ノミラ諸兄公判セシニヨリ古人オコリテ万葉集ハ諸兄公ノ作トイヘルニヤ

従五位下　寶字元年五月従五位上　六月相摸守

三年五月参河守　五年正月上総守　同年十

月遣唐副使　六年三月庚辰朔遣唐副

使従五位上石上朝臣宅嗣罷以左虎賁督
従五位上藤原朝臣田麻呂為副使、七年
正月文部（式部也）大輔、侍従如故、八年正月、太
宰少弐、十月正五位上、以正五位上石上朝臣
宅嗣、為常陸守、神護元年正月従四位
下、二月己巳、中衛中将、常陸守如故、二年
正月、左大弁従四位下石上朝臣宅嗣為参議
神護景雲二年正月丙午朔乙卯正四位下
石上朝臣宅嗣授従三位、宝亀元年九月太宰
帥、二年三月式部卿、十一月癸未朔乙巳中納言、
六年十二月甲申、賜姓物部朝臣、以其情願也、八
年十月為兼中務卿、十年十一月甲申勅中納
言従三位物部朝臣宅嗣宜改物部為石上朝臣、
十一年二月丙申朔、為大納言、式卿如故、
天応元年四月十五日正三位、六月戊子朔辛亥
大納言正三位兼式部卿石上朝臣宅嗣薨、詔贈
正二位、宅嗣左大臣従一位麻呂之孫、中納言従三位
弟麻呂之子也、性朗悟、有姿儀、愛尚経史、多所渉
覧、好属文、工草隷、勝宝三年授従五位下、任治部少
輔、稍遷文部大輔、歴居内外、景雲二年至参議従
三位、宝亀初出為太宰帥、居無幾遷式部卿、拝中
納言、賜姓物部朝臣、以其情願也、尋兼皇太子傅、改賜
姓石上朝臣、十一年遷大納言、俄加正三位、宅嗣辞容
閑雅、有名於時、値風景山水、時把筆而題之、自宝

宅嗣没、淡海真人三船為文人之首、語言渉猟数十巻、世競傳誦之、捨其旧宅以為阿閦寺、内一隅特置外典之院、名曰芸亭、如有好学之徒欲就閲者、恣聴之、仍記條式以貽於後、其略曰、内外両門本為一體、漸極似異、善誘不殊、僕捨家為寺、帰心久矣、為助内典加置外書、地是伽藍、事須禁戒、庶以同志入者、無滞空有、兼忘物我、異代来者、超出塵労、帰於覚地矣、其院今見存焉、臨終遺教薄葬、薨時年五十三、時人悼之

コトシゲミトヨムヘシ、類同アレトハナクニトヨムヘシ

ことしけみあひとかけるに

之手乱中古ヨリ仙ニホルト草木ノシヲルトヲ假名モ、シヲルトカクハ誤ランニ

同シコトセリ、昔ハ別トセリ、古万ニ、サシハ添字ニテ、草木ノ折ニシルシヨリテ

云ニオナシ、

折ハクダ

クルナリ、クダクハソコナハル、ナリ、チキリチナカタミニ袖ヲシホリツヽトヨメルハ、消布ナドノ水ニ沾ヘルヲ

辭繁しかきされとも繁なり

シボルナリ、ヨリテ此哥ヲ芸折ト同シ詞ト見テ、シホレテトヨミテハ、云ヒガタシモト詞タカヘルニヨリテナリ

梅の花かるか中に

咲ける中に、梅つみあつめ花はあるをともよまるるの

中にこそあれめ、こまりし雪はかなりが

めらんとよんなり、梅と雪とは、花に似すれ

ともありしはまらぬと紙まされなんまとすみ

私云 侍伴 雪ノ之乱ニ帖

茨田王 ムタトヨムヘシ、和名茨田ハ津国ノ内也

天平十一年正月甲午朔丙午、無位茨田王授従五位下、十二年十一月、従五位上、十九年十一月越中守

いむれてなれを

いとこ登地の詞なり

道祖王 サヘノオホキミトヨムヘシ

天平九年九月乙亥、无位道祖王授從四位
下、十年閏七月、為散位頭、十二年、十一月
從四位上、十八年九月、為内大輔、勝寶八歳
五月乙卯、太上天皇崩於寝殿、遺詔以中務
卿從四位上道祖王、為皇太子、寶字之年三月
丁丑、皇太子道祖王身居諒闇、志在淫縦、雖
加教勅、曾無改悔、於是告群臣、以示先帝
遺詔、因問廃不之事、右大臣已下同奏云、不
敢乖違顧命之旨、是日廃皇太子、以王帰
第、六月癸酉、詔曰、道祖王古麻呂死、遂除罷、我
於父新田部親王以清明心仕奉也、可絶於家
門止和為宗母此般罷免給、自今往前者以明直心
仕奉朝廷止詔

和名集云、道祖 佐倍乃加美
寶字元年四月勅云、宗室中、舎人新田
部親王、是尤長也、因茲前者立道祖王而
不順勅教、遂縦淫志、然則可擇舎人親王子
中、かし是道祖王ハ、新田部親王乃子
なり

甲

大雪
隠公九年、左傳曰、平地尺為大雪
述懐歌これ家持乃撰なり中臣乃早下
の詞にて、紀其比名なり、此まて乃詠その
よしを注せり、これら家持乃撰にあらす

といふも、
大宮能 上三十一大殿ノトユル所ニ似リ。手之ハ惜シキ之
うちはへしてなき給ふを
三月十一日ノ哥ナレハ春ニナリ。霄モナケモ、雪ノフルトこ
こゝしくなほ残るを知り
鶯能 カキツハ上ニモ見エ只垣ナリ。可ハウタカヒノ欲ナリ
かくすまも宮へふれてけり
宮柱ふれしいふにあなかへふるあれども、里阿及良
フレヽシハフルラレこ，壱遍ス
なるをとものを礼とあるれへふれとしいふへき
宮ノ内ニモナクラレナリ
をふれかといひ、今もふりあれてといふ宮
残されのよしつまにとつめて礼とちりてあれ
為牟。スムト、ヨメルハ誤こ。川スニモ宮ノ内ニモ栖トハ云ヘカラス。居牟ナコロナレトヨムヘシ
まうしいひ、ふまていゝとそれてなきあれ例
なりふれしとあるハ謬なり。あめのうらり
あしれきこゆるを、其て御めしにあらしせり
第三首

いろをこらいはしへ乃里れあをとれる
もなるれくなりけるもちかねて
第十二首よ
たまの内まそゆうゆあひおもし
あとそれつたかれちひあて
とふあかり
十二月卅十ノ字ザツルヘし。正月ノ次ニ十二月アルヘカラス。次下ノ哥皆春ナリ。
音のかつけるよ
青柳乃カツラクハ、カツラニスルハこ。保久ハ祝こ。春野尓。タナヒキテ、ウラカナヽト句ヲ切レ。又タナヒキウラアナレト、
うらはとゆふ月表かそくもま世へしとゝあるや、
物サヒしキ林こ
遠 宋玉風賦云、廻穴衝陵、蕭條衆芳
鮑明遠舞鶴賦曰、偏ニ鷲風之蕭條ト對ニ流
光之照灼ト、いさとも竹ハ、いそうたかう村
竹よもいゆへし。又竹と由とあつまてれもゆきて
小日本紀 弟十四。アサヲラヲイサヽ男ニトヨメリ 小村竹こ

むつ行をそしけまほどのごとくわからひされむ
らん行とはるにまえし
うらくにてわかるらひま
うらうらくうらうらおかしこぞやうまつしせり
日の光をとしうら新のおそきんや

獨居シテ物ヤナシレキ。体ヲヨメリ

鶬鶊 漢字ヲ和訓ツケテヨムコト、昔ハ皆和訓ニテヨムト見ヘタリ、古今著聞集云—

和名集云、崔禹錫食経云、雲雀似雀而大、和名比波里

揚氏漢語抄云、鶬鶊 倉庚二音 和名上同

毛詩云、春日遅々、卉木萋々、倉庚喈々、采蘩祁々

禮記月令云、仲春之月、倉庚鳴

文選登徒子好色賦云、向春之末、迎夏之陽、

鶬鶊喈々、群女出桑

王正長雑詩云、昔往鶬鶊鳴、今来蟋蟀吟

月令に仲春に倉庚鳴といふによれる、毛詩
もおなじくひばりとよむべきをうぐひすと
いふは誤なりや仲春にいたりてうぐひすなく
ものなるをやうんやそ

締緒 締 徒計反 結不解

此家持自註ハ家持自作ナル故ナリ

異本—— 此注官本无シ

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan